

(改定案)

沖縄県耐震改修促進計画

平成11年3月策定
平成19年3月変更
平成22年3月変更
平成22年12月変更
平成25年3月変更
平成26年6月変更
平成28年6月変更
平成30年4月変更
令和3年9月変更

沖縄県

(現行)

沖縄県耐震改修促進計画

平成11年3月策定
平成19年3月変更
平成22年3月変更
平成22年12月変更
平成25年3月変更
平成26年6月変更
平成28年6月変更
平成30年4月変更

沖縄県

用語の定義

本計画における用語の定義は下表のとおりとする。

また、特に定めのない場合においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）、同法施行令及び同法施行規則並びに関係告示の用語の例によるものとする。

所管行政庁 (特定行政庁)	耐震改修促進法第2条第3項に掲げる長で、建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については知事をいう。 沖縄県内では、沖縄県知事、那覇市長、浦添市長、宜野湾市長、沖縄市長、うるま市長のことをいい、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な指導・助言、指示等を行うことができる。
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手した建築物に適用される耐震基準。
耐震関係規定	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定。
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造された建物。 建て方（一戸建・長屋建・共同住宅）、種類（専用・併用等）、利用関係（持家・貸家・分譲住宅等）を問わない。
耐震不明建築物	旧耐震基準による建築物のうち、地震に対する安全性が明らかでないもの。 ただし、昭和56年6月1日以後に増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事（耐震改修促進法施行令第3条各号に該当する場合を除く）に着手し、検査済証を受けたものは該当しない。
既存耐震不適格建築物	耐震関係規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存不適格建築物。
特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第14条各号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物で同法施行令第6条第2項及び第7条第2項に規定する一定規模以上のもの（要安全計画記載建築物を除く）。
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条第1号及び同法施行令第6条第1項各号に掲げる不特定多数の者が利用する建築物のうち、同法施行令第6条第2項に規定する一定規模以上のもの。 なお、新耐震基準及び旧耐震基準は問わない。
通行障害既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、緊急輸送道路の沿道に面し、前面道路の幅員に対し一定高さ以上のもの
要緊急安全確認大規模建築物	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法附則第3条及び同法施行令附則第2条に規定する不特定多数の者が利用する大規模建築物。
防災拠点建築物 (要安全確認計画記載建築物)	既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なもの。
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物。

目次

1 基本方針 1

1. 1 目的

1. 2 計画の位置づけ

1. 3 基本方針

1. 4 沖縄県における過去の地震

1. 5 沖縄県付近における地震分布

1. 6 想定される地震の規模、被害の状況

1. 7 地震による揺れやすさ

2 耐震化の対象となる建築物 11

2. 1 耐震化の現状

2. 2 **耐震化**を促進すべき建築物と目標設定

2. 3 防災拠点建築物の耐震化の促進

2. 4 緊急輸送道路の指定

3 耐震化の促進を図るための施策 24

3. 1 普及・啓発の促進及び支援

3. 2 実施体制の整備

3. 3 耐震診断**及び耐震改修**技術者の育成及び登録

3. 4 **耐震化**に係る助成及び支援

3. 5 総合的な安全対策に対する取り組み

3. 6 その他、**耐震化**を**促進**するための取り組み

4 県、所管行政庁、市町村及び関係団体相互の連携 31

5 耐震改修等を促進するための指導や命令等 32

別表 33

第1表 防災拠点建築物一覧

第2表 特定既存耐震不適格建築物一覧表

資料編

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律／平成7年法律第123号 37

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
／平成28年3月25日国土交通省告示第529号 53

(3) 沖縄県地域防災計画（地震編・抜粋） 82

(4) 沖縄県における地震の概要（主なもの） 84

目次

1 基本方針 1

1. 1 目的

1. 2 計画の位置づけ

1. 3 基本方針

1. 4 沖縄県における過去の地震

1. 5 沖縄県付近における地震分布

1. 6 想定される地震の規模、被害の状況

1. 7 地震による揺れやすさ

2 耐震診断・改修の対象となる建築物 9

2. 1 耐震化の現状

2. 2 **耐震診断・改修**を促進すべき建築物と目標設定

2. 3 防災拠点建築物の耐震化の促進

2. 4 緊急輸送道路の指定

2. 5 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路以外）の指定

3 耐震診断・改修の促進を図るための施策 15

3. 1 普及・啓発の促進及び支援

3. 2 実施体制の整備

3. 3 耐震診断・**改修**技術者の育成及び登録

3. 4 **耐震診断・改修**に係る助成及び支援

3. 5 総合的な安全対策に対する取り組み

3. 6 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

3. 7 その他、**耐震診断・改修**を**推進**するための取り組み

4 県、所管行政庁、市町村及び関係団体相互の連携 22

5 耐震改修等を促進するための指導や命令等 23

別表 24

第1表 防災拠点建築物一覧

第2表 特定既存耐震不適格建築物一覧表

資料編

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律／平成7年法律第123号 28

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
／平成28年3月25日国土交通省告示第529号 44

(3) 沖縄県地域防災計画（地震編・抜粋） 73

(4) 沖縄県における地震の概要（主なもの） 74

1 基本方針

1. 1 目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等から県民の生命及び財産を保護するために、建築物の耐震診断及び改修を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

我が国は、世界でも有数の地震国であり、平成7年1月に発生した**兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）**、その後の鳥取県西部地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など震度6以上の**激しい揺れを伴う地震**が立て続けに発生している。

特に平成23年3月に発生した**東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）**では、想定をはるかに超える**揺れや大津波**により、**約2万5千人の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅及び建築物の倒壊等**甚大な被害をもたらした。平成28年4月に発生した**熊本地震**では、これまで**強い揺れが発生する確率が低いとされてきた地域において震度7が2度発生するなど、現在は日本国内においていつどこで大地震が発生してもおかしくない状況下であると考えられる。**

本県では、その歴史的・地理的背景から、**開放的であるものの、必ずしも耐震性に優れていない建築物が見受けられており、中でも昭和56年に建てられた現行の耐震基準を満たしていない住宅・建築物等の耐震対策については、県民の生命及び財産の保護の観点から重要な課題である。**

また、地震発生時における人命の保護や速やかな救助・復旧を可能とするため、災害応急対策における拠点施設、避難救護における必要施設、円滑な避難や救急・消防活動の実施及び避難者への緊急物資の輸送等の観点から特に重要である緊急輸送道路沿いの建築物を対象とした耐震化の促進は急務である。

本計画は、これらの課題に対応し、公共並びに民間の住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修等を総合的かつ計画的に促進するためのものである。

○近年に発生した震度6以上の地震（M：気象庁マグニチュード）

発生年月日	名称	M	震度	発生年月日	名称	M	震度
1995(H7)/1/17	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7.3	7	2011(H23)/3/11	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	9.1	7
2000(H12)/10/6	鳥取県西部地震	7.3	6強	2011(H23)/3/12	長野県北部地震	6.7	6強
2003(H15)/5/26	宮城県沖地震	7.1	6弱	2011(H23)/3/15	静岡県東部地震	6.4	6強
2003(H15)/7/26	宮城県北部地震	6.5	6強	2011(H23)/4/7	宮城県沖地震	7.2	6強
2003(H15)/9/26	十勝沖地震	8.0	6弱	2011(H23)/4/11	福島県浜通り地震	7.0	6弱
2004(H16)/10/23	新潟県中越地震	6.8	7	2011(H23)/4/12	福島県中通り地震	6.4	6弱
2005(H17)/3/20	福岡県西方沖地震	7.0	6弱	2013(H25)/4/13	淡路島沖地震	6.3	6弱
2005(H17)/8/16	宮城県沖地震	7.2	6弱	2014(H26)/11/22	長野県神城断層地震	6.7	6弱
2007(H19)/3/25	能登半島地震	6.9	6強	2016(H28)/4/14	熊本地震	6.5	7
2007(H19)/7/16	新潟県中越沖地震	6.8	6強	2016(H28)/4/16	熊本地震	7.3	7
2008(H20)/6/14	岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	2016(H28)/6/16	内浦湾地震	5.3	6弱
2008(H20)/7/24	岩手県沿岸北部地震	6.8	6弱	2016(H28)/10/21	鳥取県中部地震	6.6	6弱
2009(H21)/8/11	駿河湾地震	6.5	6弱	2016(H28)/12/28	茨城県北部地震	6.3	6弱
				2018(H30)/6/18	大阪府北部地震	6.1	6弱
				2018(H30)/9/6	北海道胆振東部地震	6.7	7
				2019(R1)/6/18	山形県沖地震	6.7	6強
				2021(R3)/2/13	福島県沖地震	7.3	6強

1 基本方針

1. 1 目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等から県民の生命及び財産を保護するために、建築物の耐震診断及び改修を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

我が国は、世界でも有数の地震国であり、平成7年1月に発生した**阪神・淡路大震災**、その後の鳥取県西部地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など震度6以上の**大規模地震**が立て続けに発生しており、特に平成23年3月に発生した**東日本大震災**は、これまでの想定をはるかに超える**巨大な地震・津波**により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど**甚大な被害**をもたらした。また、平成28年4月には**震度7が2度発生した熊本地震**が起り、日本国内においていつどこで大地震が発生してもおかしくない状況にある。

本県では、その歴史的・地理的背景から、**開放的で必ずしも耐震性に優れていない建築物も見受けられることから、昭和56年に施行された耐震基準を満たさない住宅・建築物等の耐震対策は重要な課題である。**

特に地震時の人命の保護や速やかな救助・復旧を可能とするためには、災害応急対策の拠点となる**施設、避難救護に必要な施設、災害時における円滑な避難、救急・消防活動等に使用する道路沿いの建築物について耐震化を促進することは緊急の課題である。**

本計画は、これらの課題に対応し、公共並びに民間の住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修等を総合的かつ計画的に促進するためのものである。

○近年に発生した震度6以上の地震

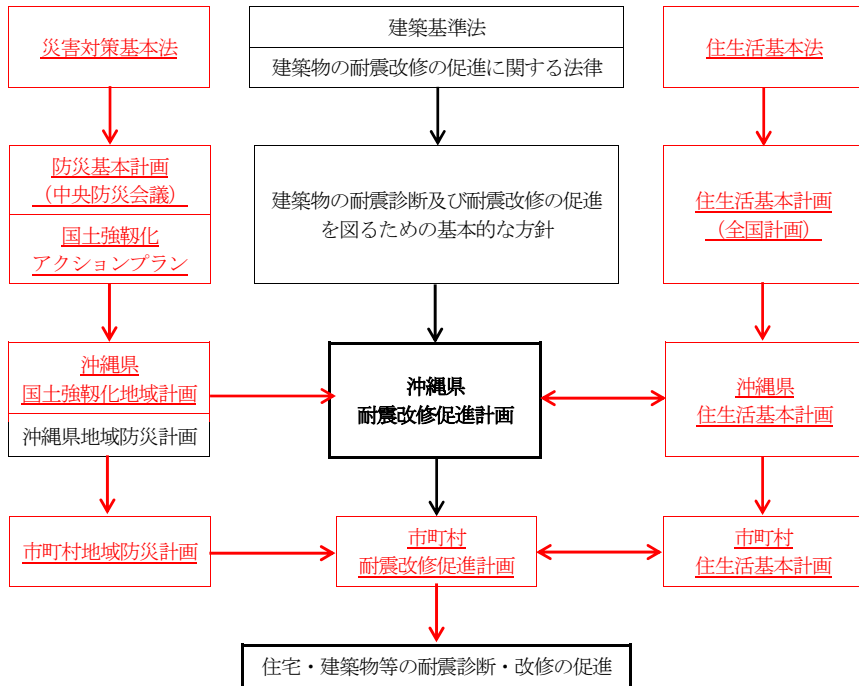
発生年月日	名称	震度	発生年月日	名称	震度
1995(H7)/1/17	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7	2008(H20)/6/14	岩手・宮城内陸地震	6強
2000(H12)/10/6	鳥取県西部地震	6強	2011(H23)/3/11	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	7
2003(H15)/5/26	宮城県沖の地震	6弱	2013(H25)/4/13	淡路島沖地震	6弱
2003(H15)/7/26	宮城県北部の地震	6強	2014(H26)/11/22	長野県北部地震	6弱
2003(H15)/9/26	十勝沖地震	6弱	2016(H28)/4/14	熊本地震	7
2004(H16)/10/23	新潟県中越地震	7	2016(H28)/4/16	熊本地震	7
2005(H17)/3/20	福岡県西方沖地震	6弱	2016(H28)/6/16	内浦湾地震	6弱
2005(H17)/8/16	宮城県沖の地震	6弱	2016(H28)/10/21	鳥取県中部地震	6弱
2007(H19)/3/25	能登半島地震	6強	2016(H28)/12/28	茨城県北部地震	6弱
2007(H19)/7/16	新潟県中越沖地震	6強			

1. 2 計画の位置づけ

本計画は、「沖縄県地域防災計画（平成27年3月沖縄県防災会議）」（以下「地域防災計画」という。）を補完し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）」（以下「基本方針」という。）に基づき、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するための具体的な施策の展開に当たっての基本計画となるものである。

本計画は、耐震改修促進法及び基本方針に基づき国が定めた基本方針に基づき作成するものであり、沖縄県における住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、具体的な耐震化の目標、施策、地震に対する安全性の普及啓発や措置等に関する事項を定め、県内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置づけることにより、着実な耐震化の推進を図るものである。

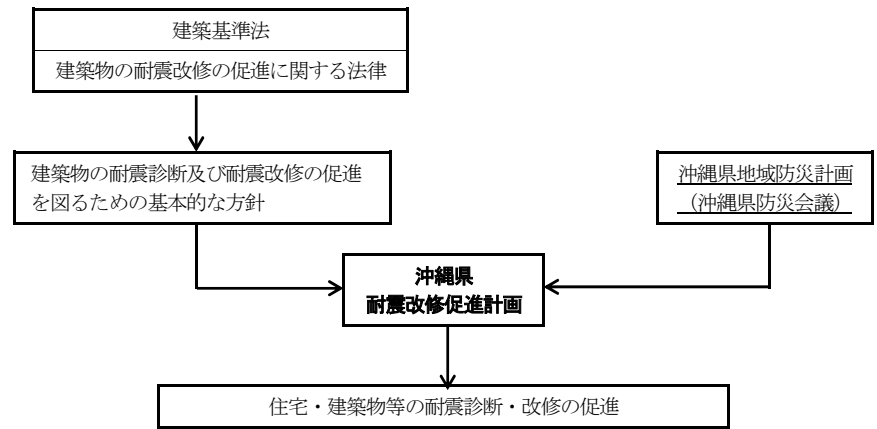
また、策定においては、「沖縄県国土強靱化地域計画」及び「地域防災計画」等に定められている防災関連施策等を踏まえるとともに、沖縄県住生活基本計画における住宅施策との整合を図るものとする。



1. 2 計画の位置づけ

本計画は、「沖縄県地域防災計画（平成27年3月沖縄県防災会議）」（以下「地域防災計画」という。）を補完し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）」（以下「基本方針」という。）に基づき、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するための具体的な施策の展開に当たっての基本計画となるものである。

本計画は、地域防災計画を補完し、耐震改修促進法及び基本方針に基づき策定するものであり、沖縄県における住宅・建築物等の耐震診断・改修の促進のための具体的な目標、施策、普及啓発に関する事項を定めることにより、着実な耐震化の推進を図るものである。



1. 3 基本方針

本県における住宅及び建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するにあたっては、以下の事項を基本とする。

(1) 対象区域

本計画は、沖縄県全域を対象とする。ただし、市町村耐震改修促進計画が策定されている場合はそれを優先することとする。

(2) 実施方針

本計画では、県内全域の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間を計画期間とし、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ効率的に実施し、定期的に計画の実施状況を検証した上、必要に応じて耐震化の目標や目標達成に向けた計画内容の見直しを図ることとする。

また、県内全市町村は本計画を踏まえ、それぞれ耐震改修促進計画を策定し、計画的に施策を実施し、耐震化に取り組むよう努めるものとする。

(3) 対象とする建築物

耐震診断及び耐震改修を促進する建築物は、耐震改修促進法に規定する下記の既存耐震不適格建築物を対象とし、これらのおり耐震化に向け執り行っていくこととする。

○住宅

直接県民の生命・財産に関わるものであり、被災軽減に重要である住宅の耐震化を促進する。

○民間建築物

地震による建築物の倒壊等の被害を防ぐため、建築物の耐震診断を促進し、特に耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断及び耐震改修を促進する。

○公共建築物

公共建築物は、災害時の活動拠点となる重要な施設が多いことから、率先して耐震化を行うものとする。

1. 3 基本方針

本県における住宅及び建築物等の耐震診断・改修を促進するにあたっては、以下の事項を基本とする。

(1) 対象区域

本計画は、沖縄県全域を対象とする。ただし、市町村耐震改修促進計画が策定されている場合は、それを優先することとする。

(2) 実施方針

本計画では、県内全域の耐震診断・改修の促進を図るため、平成32年度までの期間とし、住宅・建築物等の耐震診断・改修を計画的かつ効率的に実施し、定期的に計画の実施状況を検証した上、必要に応じて目標や計画内容を見直すこととする。

また、県内全市町村は本計画を踏まえ、それぞれ促進計画を策定し、計画的に施策を実施するよう努めるものとする。

(3) 対象とする建築物

耐震診断・改修を促進する建築物は、耐震改修促進法に規定する既存耐震不適格建築物を対象とする。

○住宅

直接県民の生命・財産に関わるものであり、被災軽減に重要である住宅の耐震化を促進する。

○民間建築物

地震による建築物の倒壊等の被害を防ぐため、建築物の耐震診断を促進し、特に耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物については耐震診断・改修を促進する。

○公共建築物

公共建築物は、災害時の活動拠点となる重要な施設が多いことから、率先して耐震化を行うものとする。

※既存耐震不適格建築物

地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして耐震改修促進法施行令で定める耐震不明建築物に限る)。

1. 4 沖縄県における過去の地震

沖縄県においても過去に多くの地震被害を経験している。

周知のように、沖縄県の位置する南西諸島では、宮古島から与那国島までのいわゆる先島近海^他、鹿児島県の喜界島付近並びに台湾の東海岸付近において比較的活発な地震活動が認められており、沖縄県下では、溺死者1万1千人余を出した1771年の「八重山津波地震」の他、多くの地震を経験している。

また津波においても、先島近海を震源とする地震が基となった津波の他、1960年のチリ地震津波(死者3人、家屋全半壊137棟、橋梁破損9箇所等)等南半球の地震の影響によるものや2011年の東日本大震災によるものなど、沖縄県内では地震による揺れを観測しなかったものの、津波警報が発令され、観測されている事例も多数ある。

平成13年(2001年)から令和2年(2020年)までの20年間において、県内で震度1以上を観測した地震は1,466回あり、年平均約73回の発生となっている。

そのうちの7割は震度1だが、震度4が14回、震度5弱が3回(2004年、2010年、2018年)発生しており、近年、沖縄県周辺において人命に関わる大きな地震被害はないが、周辺には火山帯や複数のプレート及び断層が位置していることから、周辺地域の地震活動が今後も引き続き低いと判断するのは大変危険である。

なお、本県における過去の地震の発生状況及び津波警報の発令状況は以下のとおりである。

○沖縄県付近における主な地震被害 (M: マグニチュード)

発生年月日	震源	M	震度	被害
1771/ 4/24	石垣島近海	7.4	二	死者11,861人(八重山9,313人、宮古2,548人) 家屋全壊3,229棟
1898/ 9/ 1	八重山諸島	7.0	二	石垣・宮古島で家屋半壊2戸、堤防破損1箇所、
1909/ 8/29	沖縄本島近海	6.2	一	那覇・首里で死者1人、負傷者10人 家屋全半壊16棟
1911/ 6/15	奄美大島近海	8.0	6	奄美大島・喜界島で震度6、沖縄島で震度5 死者12人、負傷者26人、家屋全壊422棟
1915/ 1/ 6	石垣島北西沖	7.4	4	石垣島で石垣崩壊105か所
1926/ 6/29	沖縄本島北西沖	7.0	4	那覇市で震度4
1926/ 8/ 7	宮古島近海	7.0	4	石垣市で震度4
1938/ 6/10	宮古島北西沖	7.7	4	平良港で棧橋流失
1947/ 9/27	与那国島近海	7.4	5	死者5人(石垣島1人、西表島4人) 山崩れ、地割れ、落石
1958/ 3/11	石垣島近海	7.2	5	死者2人
1960/ 5/23	チリ津波地震	9.5	一	死者3人、負傷者2人、家屋全壊28戸 橋梁破損9箇所、道路決壊11箇所
1966/ 3/13	与那国島近海	7.8	5	死者2人 家屋被害4棟、石垣崩壊23か所

1. 4 沖縄県における過去の地震

沖縄県においても過去に多くの地震被害を経験している。

周知のように、沖縄県の位置する南西諸島では、鹿児島県の喜界島付近並びに台湾の東海岸付近で比較的活発な地震活動が認められており、沖縄県下では、溺死者1万2千人余を出した1771年の「八重山地震津波」の他、多くの地震を経験している。

近年、沖縄県周辺において人命に関わる大きな地震被害はないが、周辺には火山帯や複数のプレート及び断層が位置していることから、周辺地域の地震活動が今後も引き続き低いと判断するのは大変危険である。

○沖縄県付近における主な地震被害

発生年月日	震源	マグニチュード	被害
1664年	沖縄島島付近	二	死者_____1名 海底から噴火、津波被害
1771年	石垣島近海	7.4	死者_____11,757名 家屋流出 3,229棟
1909年	沖縄本島近海	6.2	死者_____2名 家屋全壊_____7棟
1911年	奄美大島近海	8.0	死者_____12名 家屋全壊_____422棟
1947年	与那国島近海	7.4	死者_____5名 山崩れ、地割れ、落石
1966年	与那国島近海	7.8	死者_____2名 家屋全壊_____1棟
1992年	西表島近海	5.2	1,336回の有感地震を観測
1995年	奄美大島近海	6.6	喜界島で震度5
2010年	沖縄本島近海	6.9	糸満市で震度5弱

出典：「沖縄県における地震・津波・火山噴火資料(沖縄気象台)」及び「気象庁防災気象情報」を参考に作成

1992/10/14～ 1993/ 5/17	西表島近海	<u>5.0</u>	<u>5</u>	1,336回の有感地震を観測
1998/ 5/ 4	石垣島南方沖	<u>7.7</u>	<u>3</u>	与那国島・石垣島・宮古島などで震度3を観測
2000/11/14	西表島付近	<u>4.9</u>	<u>5弱</u>	西表島で震度5弱を観測
2004/10/15	与那国島近海	<u>6.6</u>	<u>5弱</u>	与那国島で震度5弱を観測
2010/ 2/27	沖縄本島近海	<u>7.2</u>	<u>5弱</u>	糸満市で震度5弱を観測
2011/11/ 8	沖縄本島北西沖	<u>7.0</u>	<u>4</u>	沖縄本島及び周辺離島で最大震度4を観測
2015/ 4/20	与那国島近海	<u>6.8</u>	<u>4</u>	与那国島で震度4を観測

出典：「沖縄県における地震・津波・火山噴火資料（沖縄気象台）」及び「気象庁防災気象情報」等を参考に作成

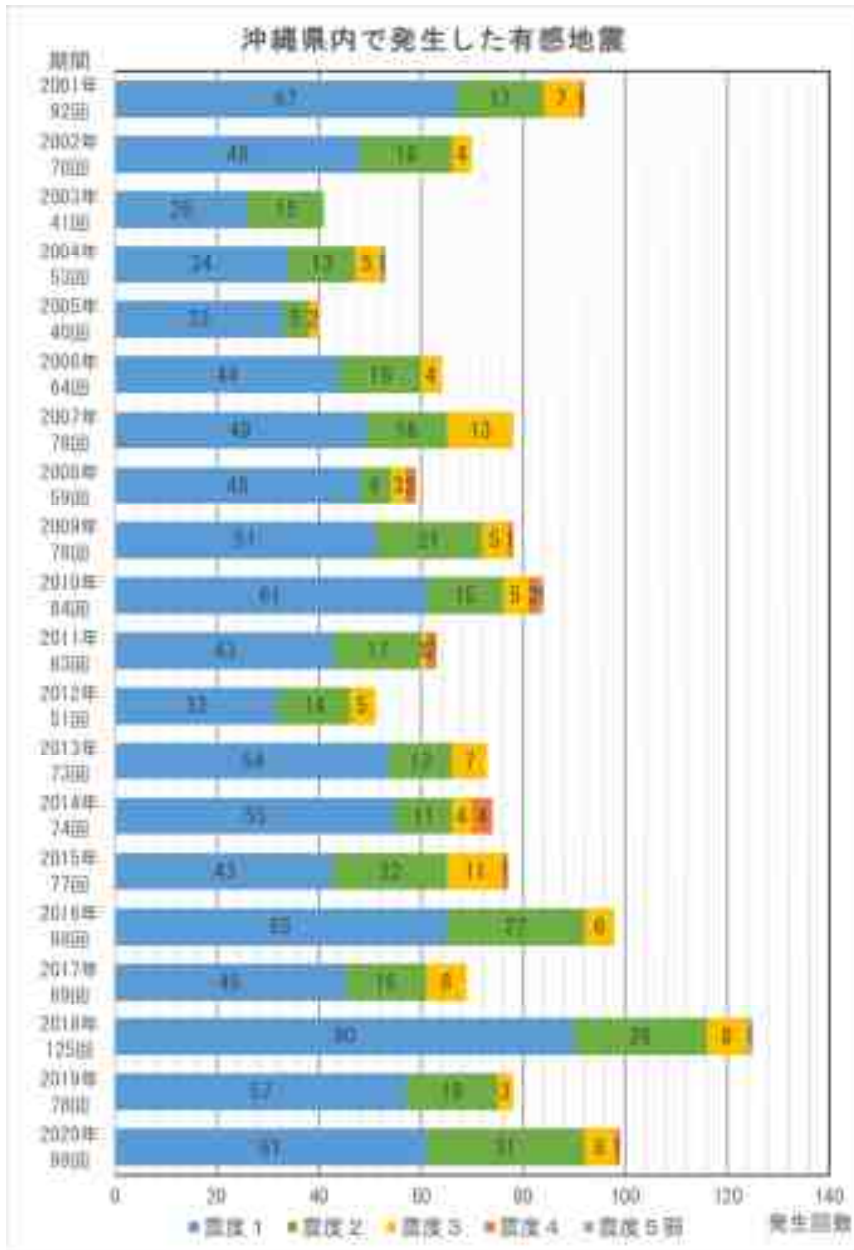
○沖縄県で警報が発令された地震津波（M：マグニチュード）

発生年月日	震央地名	M	警報発令地域	最大津波高さ
2001/12/18	与那国島近海	<u>7.3</u>	宮古島、八重山	<u>10cm</u>
2002/ 3/26	石垣島南方沖	<u>7.0</u>	沖縄本島、宮古島、八重山	<u>10cm</u>
2002/ 3/31	台湾付近	<u>7.0</u>	沖縄本島、宮古島、八重山	<u>10cm</u>
2007/ 4/20	宮古島北西沖	<u>6.7</u>	宮古島、八重山	二
2007/ 8/16	ペルー沿岸	<u>7.9</u>	沖縄本島、大東島、宮古島	<u>15cm</u>
2007/ 8/16	ニューギニア付近	<u>7.5</u>	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	<u>12cm</u>
2009/ 1/ 4	石垣島近海	<u>6.7</u>	宮古島、八重山	二
2009/ 8/17	石垣島近海	<u>6.6</u>	宮古島、八重山	二
2009/ 8/17	サモア諸島	<u>8.1</u>	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	<u>7cm</u>
2009/ 9/30	石垣島近海	<u>6.5</u>	宮古島、八重山	二
2010/ 2/27	沖縄本島近海	<u>7.2</u>	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	<u>13cm</u>
2010/ 2/27	チリ中部沿岸	<u>8.5</u>	沖縄本島、大東島	<u>34cm</u>
2010/ 3/11	東日本大震災	<u>9.0</u>	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	<u>65cm</u>
2012/ 8/31	フィリピン諸島	<u>7.6</u>	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	<u>6cm</u>
2013/ 2/ 6	サンタクルーズ諸島	<u>7.9</u>	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	<u>9cm</u>
2014/ 4/ 2	チリ北部沿岸	<u>8.1</u>	沖縄本島	<u>8cm</u>
2015/ 4/20	与那国島近海	<u>6.8</u>	沖縄本島、宮古島、八重山	二
2015/ 5/ 3	鳥島近海	<u>5.9</u>	大東島	<u>3cm</u>
2015/ 9/17	チリ中部沿岸	<u>8.3</u>	沖縄本島、大東島、宮古島、石垣島	<u>13cm</u>
2015/11/14	薩摩半島西方沖	<u>7.1</u>	沖縄本島	二

出典：「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）」及び「気象庁ホームページ」等を参考に作成

○2001年以降沖縄県内で発生した有感地震

単位：回



出典：「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

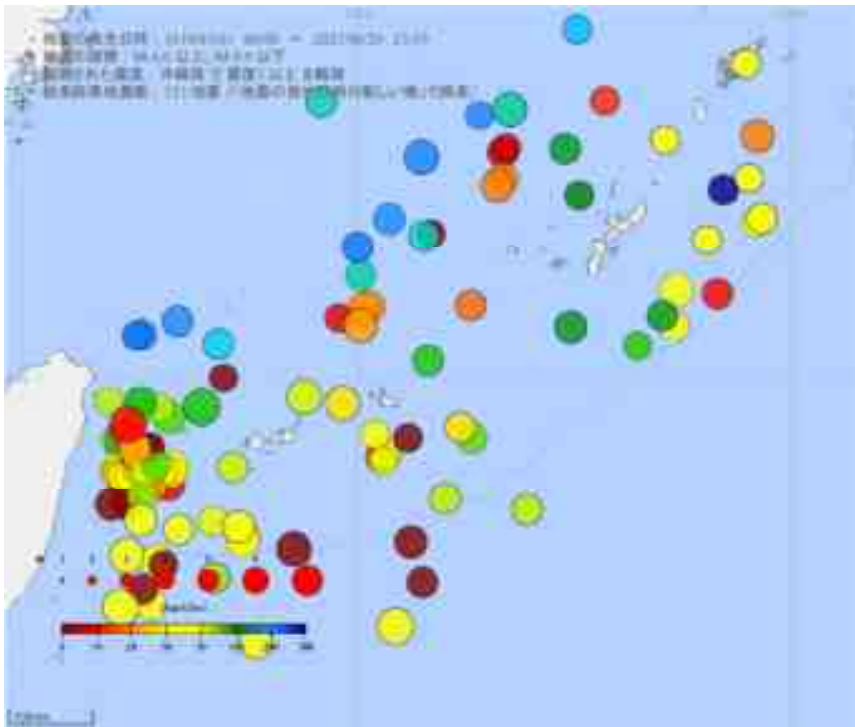
1. 5 沖縄県付近の地震分布

沖縄県内及びその付近においても引き続き地震が発生している。

沖縄県周辺では、これまで奄美大島東方沖や沖縄本島南東沖、西表島南西沖などにおいてマグニチュード6.0以上の規模が比較的大きな地震が多数発生している。

特に平成13年(2001年)から令和2年(2020年)までの20年間に於いて計44回と年平均2回程度発生していることから、引き続き地震に対する警戒が必要となっている。

○沖縄県における過去の震源位置 (マグニチュード6.0以上)



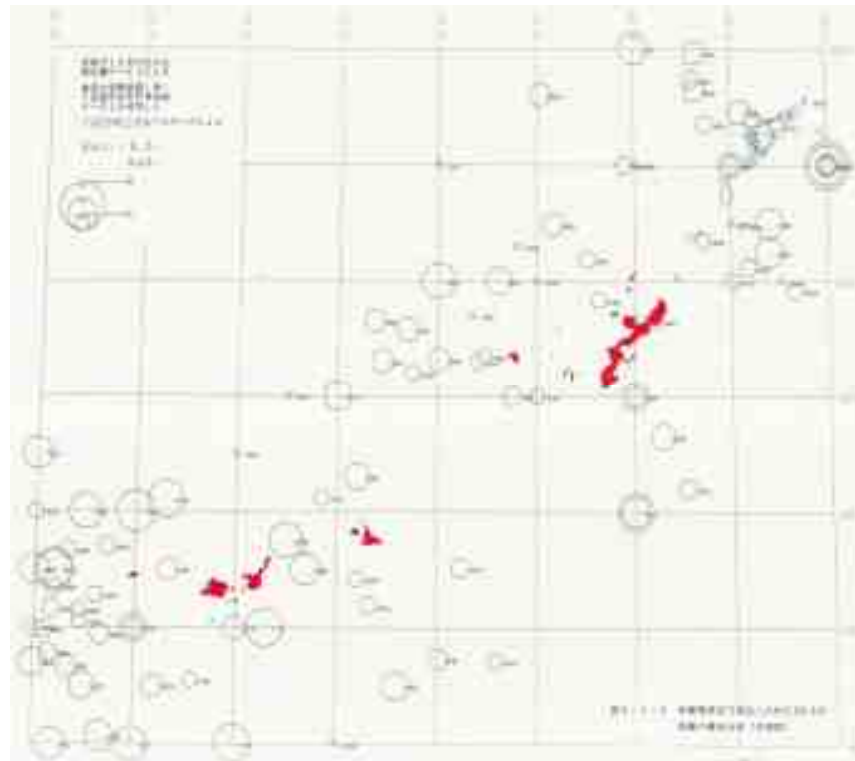
出典：「気象庁 震度データベース検索」等を参考に作成

1. 5 沖縄県付近の地震分布

沖縄県内及びその付近においても引き続き地震が発生している。

沖縄県では、これまで奄美大島東方沖や沖縄本島南東沖、西表島南西沖などに規模の大きな地震が発生しており、引き続き地震に対する警戒が必要となっている。

○沖縄県における過去の震源位置



1. 6 想定される地震の規模、被害の状況

沖縄本島及び先島地域を含めた各地域で想定される地震で甚大な被害が発生することが予測されている。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、本県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から海溝型や内陸型等25の想定地震を設定し、それぞれの地震における県内各地の被害分布状況を予測している。

同報告書における想定地震は、災害対策上の基礎資料とするものであるため、現時点の科学的知見で発生する可能性がある地震のうち、本県に大きな人的・物的被害をもたらす可能性があるものを設定している。

○地震・津波被害予測の想定地震一覧（M：マグニチュード）

想定地震	タイプ	M	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考	
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（7）	前回調査 (平成21年 度)より	
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い（7）		
石川一具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（7）		
沖縄本島南部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い（6強）		
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い（7）		
<u>西田川-セナイ滝</u>	<u>内陸型</u>	<u>7.0</u>	<u>西表島において震度が強い（7）</u>	平成23・24 年度津波・ 被害想定 調査より	
八重山諸島南西沖地震	海溝型	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6弱）		
八重山諸島南方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）		
八重山諸島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）		
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）		
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）		
石垣島南方沖地震	海溝型	7.8	黒島において震度が強い（6弱）		
石垣島東方沖地震	海溝型	8.0	石垣島において震度が強い（6強）		
<u>与那国島北方沖地震</u>	<u>海溝型</u>	<u>8.1</u>	<u>与那国島において震度が強い（6強）</u>		
石垣島北方沖地震	海溝型	8.1	西表島、多良間島において震度が強い（6強）		
<u>多良間島北方沖地震</u>	<u>海溝型</u>	<u>8.1</u>	<u>多良間島において震度が強い（6強）</u>		
<u>宮古島北方沖地震</u>	<u>海溝型</u>	<u>8.1</u>	<u>宮古島において震度が強い（6強）</u>		
久米島北方沖地震	海溝型	8.1	久米島、粟国島において震度が強い（6強）		
沖縄本島北西沖地震	海溝型	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い（6弱）		
沖縄本島南東沖地震3連動	海溝型	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6強）		
八重山諸島南方沖地震3連動	海溝型	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6強）		
沖縄本島北部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い（6強）		平成25年 度に新規 設定
宮古島スラブ内	内陸型	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が強い（6強）		
石垣島スラブ内	内陸型	7.8	石垣島市街地において震度が強い（6強）		
<u>一律地震動による地震</u>	<u>直下型</u>	<u>6.9</u>	<u>沖縄県内全域において震度が強い（6弱）</u>		

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書及び沖縄県地域防災計画

1. 6 想定される地震の規模、被害の状況

沖縄本島及び先島地域を含めた各地域で想定される地震で甚大な被害が発生することが予測されている。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、沖縄県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から想定地震を設定し、被害予測を行っている。

同報告書における想定地震は、災害対策上の基礎資料とするものであるため、現時点の科学的知見で発生する可能性がある地震のうち、沖縄県に大きな被害をもたらす可能性があるものを設定している。

被害想定対象とする地震としては、海溝型、内陸型合わせて20の想定地震を設定して、それぞれの地震による県内各地の被害分布状況を予測している。

○地震・津波被害予測の想定地震一覧（沖縄県地域防災計画）

想定地震	タイプ	マグニ チュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考	
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（7）	前回調査 (平成21年 度)より	
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い（7）		
石川一具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（7）		
沖縄本島南部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い（6強）		
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い（7）		
八重山諸島南西沖地震	海溝型	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6弱）	平成23・24 年度津波・ 被害想定 調査より	
八重山諸島南方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）		
八重山諸島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）		
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）		
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）		
石垣島南方沖1地震	海溝型	7.8	黒島において震度が強い（6弱）		
石垣島東方沖地震	海溝型	8.0	石垣島において震度が強い（6強）		
石垣島北方沖1地震	海溝型	8.1	西表島、多良間島において震度が強い（6強）		
久米島北方沖1地震	海溝型	8.1	久米島、粟国島において震度が強い（6強）		
沖縄本島北西沖地震	海溝型	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い（6弱）		
沖縄本島南東沖地震 3連動	海溝型	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6強）		
八重山諸島南方沖地震 3連動	海溝型	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6強）		
沖縄本島北部スラブ内	内陸型	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い（6強）		平成25年 度に新規 設定
宮古島スラブ内	内陸型	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が強い（6強）		
石垣島スラブ内	内陸型	7.8	石垣島市街地において震度が強い（6強）		

(改定案)

○地震・津波被害量予測一覧

注：(津波)の欄は全体数のうち津波が占める被害数。

想定地震	死者[人] (津波)	負傷者[人] (津波)	要救助者[人] (津波)	避難者(避難所内)[人]			全壊[棟] (津波)	半壊[棟] (津波)	上水道 断水[人]	下水道 支障[人]	停電 [軒]	通信機能 不通[回線]	都市ガス 支障[戸]
				直後	1週間後	1ヶ月後							
沖縄本島南部断層系による地震	173	7,083	5,074	17,153	35,885	22,577	13,610	30,639	242,587	204,106	59,729	36,087	22,438
伊祖断層による地震	147	7,244	4,952	17,534	38,406	19,422	13,375	32,499	290,955	217,921	51,690	37,512	27,177
石川一具志川断層系による地震	184	7,088	4,566	16,114	28,171	13,676	14,614	29,531	200,213	201,988	54,942	24,169	1,851
沖縄本島南部スラブ内地震	453	15,579	12,765	36,957	87,542	51,464	32,782	62,606	640,165	264,554	128,162	78,275	52,699
宮古島断層による地震	26	1,185	788	2,397	3,462	1,568	2,648	4,073	23,652	3,876	7,081	4,711	0
八重山諸島南西沖地震	26 (25)	584 (465)	35 (4)	625	394	225	329 (140)	834 (158)	196	4,477	1,204	626	0
八重山諸島南方沖地震	108 (107)	1,511 (1,354)	45 (8)	1,430	1,063	533	922 (721)	1,324 (446)	1,080	4,821	2,986	1,341	0
八重山諸島南東沖地震	93 (91)	2,560 (1,929)	146 (51)	5,381	2,648	1,256	1,466 (235)	5,293 (702)	12,769	143,117	1,027	617	897
沖縄本島南東沖地震	9,418 (9,349)	90,850 (86,192)	36,111 (33,800)	141,097	103,560	72,531	37,385 (28,189)	44,255 (20,659)	539,373	590,562	152,967	99,103	53,000
沖縄本島東方沖地震	6,337 (6,269)	59,359 (54,675)	7,819 (5,650)	81,377	80,288	53,721	25,151 (16,168)	38,356 (13,992)	488,878	276,396	110,047	53,533	8,112
石垣島南方沖地震	1,729 (1,727)	8,906 (8,774)	1,478 (1,423)	16,992	6,138	4,341	3,795 (3,547)	3,354 (2,694)	11,754	9,178	11,959	11,001	0
石垣島東方沖地震	2,150 (2,145)	9,800 (9,462)	2,100 (1,921)	18,546	7,865	5,502	5,066 (4,442)	4,076 (2,551)	15,075	13,510	15,541	13,872	0
石垣島北方沖地震	122 (118)	1,996 (1,645)	484 (366)	4,940	1,200	678	686 (188)	2,698 (931)	882	5,839	3,580	2,478	0
久米島北方沖地震	1,362 (1,324)	24,805 (23,453)	27,586 (27,109)	79,118	32,781	22,675	16,677 (12,654)	24,429 (15,408)	96,180	542,089	42,411	39,928	53,000
沖縄本島北西沖地震	641 (630)	11,995 (11,071)	1,627 (1,457)	21,632	10,092	5,559	6,426 (4,282)	11,928 (5,108)	25,535	195,186	13,96	6,983	1,150
沖縄本島南東沖地震3連動	11,340 (11,109)	116,415 (105,025)	47,092 (39,356)	178,501	152,397	105,539	58,346 (35,308)	70,714 (22,778)	775,977	629,135	223,506	137,860	53,000
八重山諸島南方沖地震3連動	2,432 (2,414)	15,213 (13,590)	2,457 (1,926)	27,117	17,970	10,233	10,666 (7,030)	12,954 (2,633)	79,112	183,779	23,571	19,129	2,131
沖縄本島北部スラブ内地震	182	8,529	4,240	19,008	59,258	29,048	14,791	40,291	518,909	233,564	80,778	42,664	9,924
宮古島スラブ内地震	18	1,039	585	1,987	2,811	1,263	1,995	3,958	18,276	5,269	5,872	3,906	0
石垣島スラブ内地震	17	702	397	1,383	1,166	692	1,163	2,920	412	5,219	5,909	4,180	0

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書及び沖縄県地域防災計画

- 9 -

(現行)

○地震・津波被害量予測一覧 (沖縄県地域防災計画)

想定地震	死者[人] (津波)	重傷者[人] (津波)	軽傷者[人] (津波)	避難者(避難所内)[人]		全壊[棟] (津波)	半壊[棟] (津波)	断水 [人]	都市ガス 停止[戸]	下水道 被害[人]	停電 [軒]	通信機能 障害[回線]
				直後	1週間後							
沖縄本島南部断層系による地震	173	1,261	5,903	17,153	35,885	13,610	30,639	242,587	22,438	204,106	59,729	36,087
伊祖断層による地震	147	1,277	6,133	17,534	38,406	13,375	32,499	290,955	27,177	217,921	51,690	37,512
石川一具志川断層系による地震	184	1,282	5,826	16,114	28,171	14,614	29,531	200,213	1,851	201,988	54,942	24,169
沖縄本島南部スラブ内地震	453	3,091	12,643	36,957	87,542	32,782	62,606	640,165	52,699	264,564	128,162	78,275
宮古島断層による地震	26	263	922	2,397	3,462	2,648	4,073	23,652	0	3,876	7,081	4,711
八重山諸島南西沖地震	26 (25)	169 (159)	416 (307)	625	394	329 (140)	834 (158)	196	0	4,477	1,204	626
八重山諸島南方沖地震	108 (107)	472 (461)	1,039 (893)	1,430	1,063	922 (721)	1,324 (446)	1,080	0	4,821	2,986	1,341
八重山諸島南東沖地震	93 (91)	681 (656)	1,880 (1,273)	5,381	2,648	1,466 (235)	5,293 (702)	12,769	897	143,117	1,027	617
沖縄本島南東沖地震	9,418 (9,349)	29,943 (29,362)	60,907 (56,830)	141,097	103,560	37,385 (28,189)	44,255 (20,659)	539,373	53,000	590,562	152,967	99,103
沖縄本島東方沖地震	6,337 (6,269)	19,178 (18,630)	40,181 (36,045)	81,377	80,288	25,151 (16,168)	38,356 (13,992)	488,878	8,112	276,396	110,047	53,533
石垣島南方沖1地震	1,729 (1,727)	3,004 (2,986)	5,902 (5,788)	16,992	6,138	3,795 (3,547)	3,354 (2,694)	11,754	0	9,178	11,959	11,001
石垣島東方沖地震	2,150 (2,145)	3,277 (3,223)	6,523 (6,240)	18,546	7,865	5,066 (4,442)	4,076 (2,551)	15,075	0	13,510	15,541	13,872
石垣島北方沖地震	122 (118)	602 (560)	1,396 (1,084)	4,940	1,200	686 (188)	2,698 (931)	882	0	5,839	3,580	2,478
久米島北方沖地震	1,362 (1,324)	8,135 (7,980)	16,671 (15,472)	79,118	32,781	16,677 (12,654)	24,429 (15,408)	96,180	53,000	542,089	42,411	39,928
沖縄本島北西沖地震	641 (630)	3,817 (3,767)	8,177 (7,304)	21,632	10,092	6,426 (4,282)	11,928 (5,108)	25,535	1,150	195,186	13,96	6,983
沖縄本島南東沖地震3連動	11,340 (11,109)	37,781 (35,846)	78,633 (69,179)	178,501	152,397	58,346 (35,308)	70,714 (22,778)	775,977	53,000	629,135	223,506	137,860
八重山諸島南方沖地震3連動	2,432 (2,414)	4,800 (4,631)	10,416 (8,959)	27,117	17,970	10,666 (7,030)	12,954 (2,633)	79,112	2,131	183,779	23,571	19,129
沖縄本島北部スラブ内地震	182	1,366	7,367	19,008	59,258	14,791	40,291	518,909	9,924	233,564	80,778	42,664
宮古島スラブ内地震	18	195	844	1,987	2,811	1,995	3,958	18,276	0	5,269	5,872	3,906
石垣島スラブ内地震	17	108	594	1,383	1,166	1,163	2,920	412	0	5,219	5,909	4,180

注：(津波)の欄は津波による被害数である

- 7 -

1. 7 地震による揺れやすさ

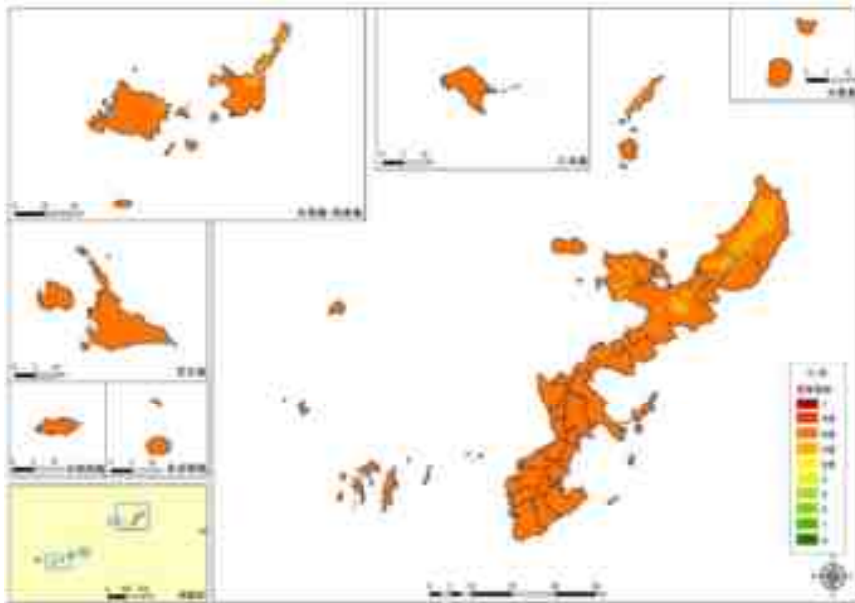
沖縄県でも揺れやすい地盤が広く分布しており、大きな揺れが予想されている。

地震は、海溝型地震（プレート境界型等）や内陸型地震（活断層等）以外にも、被害を引き起こすものが発生することがあり、特に内陸では活断層が分布していなくてもマグニチュード6クラスの地震が発生する可能性がある。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、活断層が確認されていない地域で起こりえる最大級の揺れの程度を把握できるように、県内一律でマグニチュード6.9の地震が発生した場合の地盤の揺れやすさについて予測を行っている。

特に海岸線沿いや埋立地等で非常に揺れやすい地盤が多く存在しており、地震発生時に最大で震度5強～6弱程度の強い揺れが発生することが予想されている。

○一律地震動による地震の震度分布（マグニチュード6.9、上端深さ5km）



出典：沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）

1. 7 地震による揺れやすさ

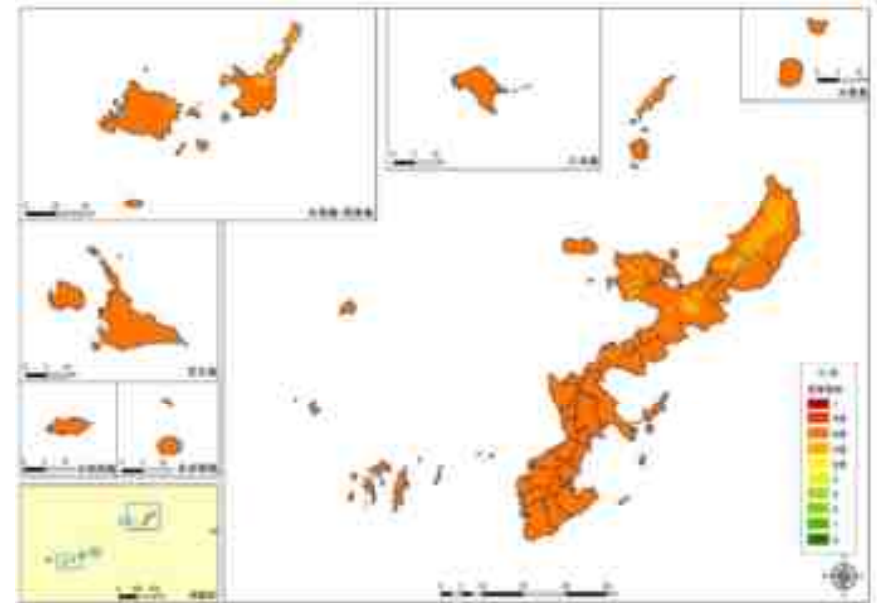
沖縄県でも揺れやすい地盤が広く分布しており、大きな揺れが予想されている。

地震は、海溝型や内陸型（活断層）以外にも、被害を引き起こすものが発生することがあり、特に内陸では活断層が分布していなくてもマグニチュード6クラスの地震が発生する可能性がある。

沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、活断層が確認されていない地域で起こりえる最大級の揺れの程度を把握できるように、県内一律でマグニチュード6.9の地震が発生した場合の地盤の揺れやすさについて予測を行っている。

海岸線沿い、埋め立て地等で非常に揺れやすい地盤が多く存在しており、地震発生時に大きな揺れが発生することが予想されている。

○震度分布図（一律地震動：M=6.9、上端深さ5km）



出典：沖縄県地震被害想定調査報告書（平成25年度）

2 耐震化の対象となる建築物

2.1 耐震化の現状

耐震性能に問題があると懸念されている建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物等であり、耐震診断及び耐震改修を行う必要がある。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災での建築物の被害は、全壊104,906棟、半壊144,274棟を記録した。

国土交通省の報告によると、建築物の被害に占める「大破・中小破」の割合について、昭和56年以前の建築物では約65%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約25%と被害が大幅に減少している。

これは、昭和56年における建築基準法の改正により、建築物における耐震基準の抜本的見直しが計られた結果であると推測される。

また、平成28年に発生し、震度6以上を7回、震度7を2回記録した熊本地震における建築物の被害においても、全壊8,667棟、半壊34,719棟、一部破損162,500棟を記録しているが、建築物の被害に占める「大破」の割合は、昭和56年以前の建築物では約46%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約15%と被害が大幅に減少しており、「無被害」の割合も、昭和56年以前の建築物では約5%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約31%と約6倍となっており、旧耐震基準と新耐震基準による建築物の被害の差は顕著に表れている。

阪神・淡路大震災を契機に平成7年に耐震改修促進法が制定され、県内でも建築物の耐震化を推し進めてきたことで、建築物における耐震診断等の実施実績は徐々に増えてきているものの、耐震改修の実績は未だ少なく、除却及び建替等により耐震化が進められているのが現状となっている。

今後、耐震化率の向上を図るためには、住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とし、県及び市町村は耐震化支援のための環境整備と適切な指導を行っていく。

それを踏まえた上で、昭和56年以前の建築物について耐震診断を実施し、耐震性が不足するものについては、現状に応じて耐震改修や建替等を進めていくことが必要である。

(1) 住宅

住宅・土地統計調査による建築年代別戸数を見てみる。

平成15年は総戸数465,100戸に対し、昭和56年以前の住宅は166,900戸(35.9%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は96,500戸と推測される。よって耐震性のある住宅は368,600戸(79.2%)と推測される。

平成20年は総戸数504,400戸に対し、昭和56年以前の住宅は160,000戸(31.7%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は91,400戸と推測される。よって耐震性のある住宅は413,000戸(81.9%)と推測される。

平成25年は総戸数537,300戸に対し、昭和56年以前の住宅は151,400戸(28.2%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は66,000戸と推測される。よって耐震性のある住宅は471,300戸(87.7%)と推測される。(※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測)

平成30年は総戸数577,000戸に対し、昭和56年以前の住宅は131,900戸(22.9%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は51,900戸と推測される。よって耐震性のある住宅は525,100戸(91.0%)と推測される。(※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測)

本県では、住宅の耐震化率を平成32年(令和2年)までに95%に引き上げることを目標としていたが、未達となっている。

2 耐震診断・改修の対象となる建築物

2.1 耐震化の現状

耐震性能に問題があると懸念されている建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅・特定既存耐震不適格建築物等であり、耐震診断・改修を行う必要がある。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災での建築物被害の状況における「軽微・無被害」の割合は、昭和56年以前の建築物が約34%程度であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約75%と被害が大幅に減少している。これは、昭和56年に建築基準法が改正され耐震基準の抜本的見直しが計られた結果である。

阪神・淡路大震災を契機に平成7年に耐震改修促進法が制定されたが、県内建築物の耐震診断等の実施実績がほとんど無く、建物の耐震化については、老朽化による建替等により行われているのが現状である。

今後、耐震化率の向上を図るためには、昭和56年以前の建築物について耐震診断を実施し、耐震性が不足するものについて耐震改修・建替等を進めることが必要である。

(1) 住宅

住宅・土地統計調査による建築年代別戸数を見てみる。

平成15年は総戸数465,100戸に対し、昭和56年以前の住宅は166,900戸(35.9%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は96,500戸と推測される。よって耐震性のある住宅は368,600戸(79.2%)と推測される。

平成20年は総戸数504,400戸に対し、昭和56年以前の住宅は160,000戸(31.7%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は91,400戸と推測される。よって耐震性のある住宅は413,000戸(81.9%)と推測される。

平成25年は総戸数537,300戸に対し、昭和56年以前の住宅は151,400戸(28.2%)、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される住宅は66,000戸と推測される。よって耐震性のある住宅は471,300戸(87.7%)と推測される。(※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測)

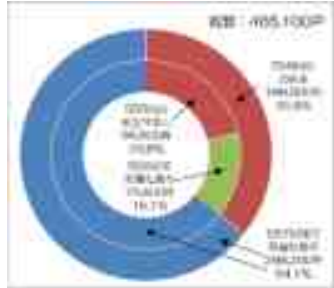
○住宅の耐震性 (H15)

○住宅の耐震性 (H20)

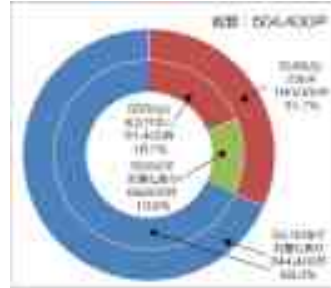
○住宅の耐震性 (H25)



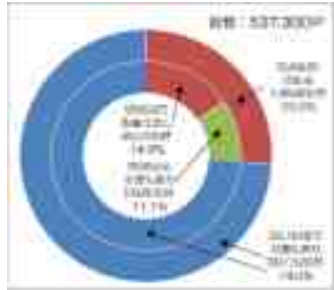
○住宅の耐震性 (H15)



○住宅の耐震性 (H20)



○住宅の耐震性 (H25)



○住宅の耐震性 (H30)



(2) 耐震診断義務付け対象建築物

令和2年度時点の本県における要緊急安全確認大規模建築物の総数33棟に対し、耐震診断によって「耐震性無し」と判断される建築物は9棟、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は9棟であり、よって耐震性のあるものは18棟 (54.5%) である。

また、要安全確認計画記載建築物の総数32棟に対し、耐震診断によって「耐震性無し」と判断される建築物は3棟、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は11棟であり、よって耐震性のあるものは14棟 (43.8%) である。

よって、耐震診断義務付け対象建築物については、総数65棟に対し、耐震診断によって「耐震性無し」と判断される建築物は12棟、耐震改修を行い、耐震性を確保した建築物は20棟となり、よって耐震性のあるものは32棟 (49.2%) となる。

○要緊急安全確認大規模建築物の耐震性 (R2)



○要安全確認計画記載建築物の耐震性 (R2)

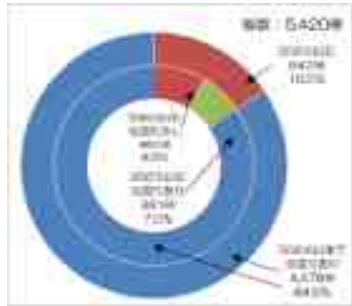


③ 多数の者が利用する建築物

令和2年度時点の本県における学校、病院、ホテルなどの耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の総数5,420棟に対し、昭和56年以前のもは842棟、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される建築物は461棟と推測される。よって耐震性のあるものは4,959棟（91.5%）と推測*される。（※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測）

本県では、多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年（令和2年）までに95%に引き上げることを目標としていたが、未達となっている。

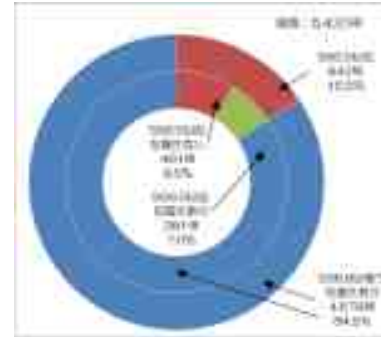
○多数の者が利用する建築物の耐震性 (R2)



② 多数の者が利用する建築物

平成28年度時点の沖縄県における学校、病院、ホテルなどの耐震改修促進法第14条第一号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の総数5,420棟に対し、昭和56年以前のもは842棟、そのうち耐震診断によって「耐震性無し」と判断される建築物は461棟と推測される。よって耐震性のあるものは4,959棟（91.5%）と推測*される。（※：国の耐震化率の算定方法に準じて推測）

○多数の者が利用する建築物の耐震性 (H28)



2. 2 耐震化を促進すべき建築物と目標設定

耐震化を促進すべき建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物並びに県又は市町村が所有する公共建築物として耐震化の目標を設定する。

国土交通省は基本方針において、住宅については令和12年度までに、耐震診断義務付け対象建築物については令和7年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標としている。

県においても、同方針をふまえた目標設定を以下のとおり行うものとする。

(1) 住宅

本県における住宅の耐震化率について、現状は91.0%（平成30年度）となっており、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とする。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

本県における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率について、現状は49.2%（令和2年度）となっており、改修や除却及び建替等を行い、令和7年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。

用途別の現行の耐震化率を次表に示す。

○耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率（R3年3月現在）

Table with 3 columns: 分類, 要緊急安全確認大規模建築物, 防災拠点建築物 (要安全確認計画記載建築物). Rows include 建築物の総数, 耐震性不足建築物, and 耐震化率.

※現行の耐震化率については、5年を目途に検証を行うこととする。

(3) 多数の者が利用する建築物

本県における多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状は94.2%（令和2年度）となっており、令和7年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。

用途別の現行の耐震化率を次表に示す。

○耐震診断・改修を促進すべき建築物の耐震化率（R3年3月現在）

Table with 4 columns: 分類, ア. 防災時の拠点となる建築物, イ. 不特定多数の者が利用する建築物, ウ. 特定多数の者が利用する建築物. Rows include 用途, 建築物の総数, 耐震性不足建築物, and 現行の耐震化率.

2. 2 耐震診断・改修を促進すべき建築物と目標設定

耐震診断・改修を促進すべき建築物は、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物並びに県又は市町村が所有する公共建築物として耐震化の目標を設定する。

基本方針では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としている。

県においても、同方針をふまえた目標設定を行うものとする。

(1) 住宅

本県では住宅の耐震化率を現状の87.7%（平成25年）から平成32年までに少なくとも95%に引き上げ、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを耐震化率の目標とする。

(2) 多数の者が利用する建築物

本県では多数の者が利用する建築物の耐震化率を現状の91.5%（平成28年度）から平成32年までに少なくとも95%に引き上げることを耐震化率の目標とする。

用途別の現行の耐震化率を次表に示す。

○耐震診断・改修を促進すべき建築物

Table with 4 columns: 分類, ア. 防災時の拠点となる建築物, イ. 不特定多数の者が利用する建築物, ウ. 特定多数の者が利用する建築物. Rows include 用途, 建築物の総数, 耐震性が不足している建物, and 現行の耐震化率.

※現行の耐震化率については、5年を目途に検証を行うこととする。

(3) 公共建築物

県又は市町村が所有する公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物については、平成32年までの耐震化率の目標を100%とし、被災後の復旧活動の拠点となる施設等で耐震診断の必要性が高い建築物から順次、耐震診断・改修を進めていくものとする。

上記以外の既存耐震不適格建築物である公共建築物については、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修等を行うよう努めることとする。

(4) 公共建築物

県又は市町村が所有する公共建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物については、令和7年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することとし、被災後の復旧活動の拠点となる施設等で耐震化の必要性が高い建築物から順次、耐震化を進めていくものとする。

上記以外の既存耐震不適格建築物である公共建築物については、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修等を行うよう努めることとする。

特に県有建築物については、沖縄県公共施設等総合管理計画（平成28年12月）及び県有施設長寿命化（予防保全）指針（平成29年3月）における管理及び保全計画との整合を図るものとする。

2. 3 防災拠点建築物の耐震化の促進

既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なものについて、耐震診断の結果の報告を求める「防災拠点建築物」として定める。

大規模な地震が発生した場合、災害応急対策の拠点となる庁舎や病院、避難所となる学校の体育館等その利用を確保することが公益上必要な建築物が被災により使用不能となる事態を防ぐため、地震に対する安全性が明らかでない耐震不明建築物について、耐震診断を行わせ、現行の耐震基準を満たしていない建築物については速やかに耐震改修や除却及び建替え等を実施する必要がある。

県では、上記の建築物を下表のとおり防災拠点建築物として位置づけ、より一層の耐震化を促進するため、法第5条第3項第1号の規定に基づき、別添第1表のとおり耐震診断の結果の報告を求める建築物及び当該報告の期限に関する事項を定める。

また当該建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められた場合は、速やかに耐震改修等を行うよう努めることとし、報告期限までに当該建築物の除却が行われた場合又は防災拠点建築物の要件でなくなった場合は、所管行政庁までその旨を報告することとする。

○耐震診断結果の報告を求める防災拠点建築物

所有者	建築物の区分	規模	備考
県又は市町村	庁舎	階数3及び床面積の合計1,000平方メートル以上	災害応急対策の実施拠点となる施設に限る。
	病院、診療所	階数3及び床面積の合計1,000平方メートル以上	地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設に限る。
	地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたもの	法施行令第6条第2項に定める規模以上	地震時において避難所となる施設等をいう。

※耐震改修法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物は除く。

2. 3 防災拠点建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定に基づき、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物のうち既存耐震不適格建築物であるものについて、耐震診断の結果の報告を求める「防災拠点建築物」として定める。

大規模な地震が発生した場合、災害応急対策の拠点となる庁舎や病院、避難所となる学校の体育館などの防災拠点建築物が使用できなくなる事態を防ぐため、現行の耐震基準を満たしていない建築物は速やかに耐震改修や建替えを実施する必要がある。

このことから、県では、防災拠点建築物のより一層の耐震化を促進するため下表に掲げる建築物で既存耐震不適格建築物であるものを防災拠点建築物として位置づけ、法第5条第3項第一号の規定に基づき、別添第1表のとおり耐震診断の結果の報告を求める建築物及び当該報告の期限に関する事項を定める。

また、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められる場合は、当該建築物の所有者は耐震改修等を行うよう努めることとする。

なお、報告期限までに当該建築物の除却が行われた場合又は防災拠点建築物の要件でなくなった場合は、所管行政庁までその旨を報告することとする。

○耐震診断結果の報告を求める防災拠点建築物

所有者	建築物の区分	規模	備考
県又は市町村	庁舎	階数3及び床面積の合計1,000平方メートル以上	災害応急対策の実施拠点となる施設に限る。
	病院、診療所	階数3及び床面積の合計1,000平方メートル以上	地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設に限る。
	地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたもの	法施行令第6条第2項に定める規模以上	地震時において避難所となる施設等をいう。

※耐震改修法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物は除く。

2. 4 緊急輸送道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路（緊急輸送道路）として、緊急輸送道路を次表に示す。

「緊急輸送道路」とは、災害直後から、避難・救助をはじめ、物質供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路のことであり、道路の耐震性が確保されているとともに、災害直後にネットワークとして機能することが重要である。

本計画では、沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画及び市町村耐震改修促進計画に位置づけられている緊急輸送道路を対象に、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路とみなす。

また、平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震において、沿道建築物の倒壊によるガレキ等の路上障害物が震災後の道路輸送機能を低下させ、応急復旧対策活動に多大な影響を与えていたことから、既存耐震不適格建築物のうち、緊急輸送道路沿道に位置し、前面幅員に対して一定の高さを有する建築物を通行障害既存耐震不適格建築物として指定し、重点的に耐震診断・改修の促進を図る必要がある。

なお、本県では通行障害既存耐震不適格建築物について未指定であり、今後、対象建築物の絞り込み及び指定について検討を行う必要がある。

○緊急輸送道路一覧

Table with 5 columns: 機能区分, 道路種別, 路線名, 区間(交差点), 延長(km). Lists emergency transport routes such as 那覇IC~許田IC, 名嘉地IC~西原JCT, etc.

2. 4 緊急輸送道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路（緊急輸送道路）として、緊急輸送道路を次表に示す。

「緊急輸送道路」とは、災害時の拠点施設を連絡する道路のことであり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施及び避難者への緊急物資の輸送等の観点から特に重要であることから、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物については、重点的に耐震診断・改修の促進を図らなければならない。

なお、市町村耐震改修促進計画に位置つけた緊急輸送道路については、県計画に定める耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路とみなす。

○緊急輸送道路一覧

Table with 3 columns: 道路名, 管理者, 区間. Lists emergency transport routes with details on road names, managers (e.g., 日本道路公社, 沖縄総合事務局), and specific route segments.

(改定案)

(現行)

第1次	一般県道	石垣空港線(県道214号)	石垣空港～石垣市真栄里	0.7
第1次	市町村道	沖縄市道(松本団地西側線)	沖縄市美原1丁目～美原4丁目	0.9
第1次	市町村道	那覇市道(天久安里線)	那覇市上之屋～おもろまち	1.6
第1次	市町村道	那覇市道(久米若狭線)	那覇市久茂地～若狭	0.9
第1次	市町村道	宮古島市道(中央縦線)	宮古島市平良西里～北給油所交差点	0.7
第1次	市町村道	石垣市道(新栄町縦1号線)	石垣市新栄町	0.4
第1次	市町村道	石垣市道(美崎新栄通り)	730交差点～石垣市役所	0.6
第1次	港湾道路	臨港道路1号線	中城港湾新港地区	2.1
第1次	港湾道路	臨港道路3号線	中城港湾新港地区	1.5
第1次	港湾道路	臨港道路6号線	中城港湾新港地区	1.2
第1次	港湾道路	臨港道路7号線	中城港湾新港地区	0.3
第1次	港湾道路	臨港道路港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市曙	4.3
第1次	港湾道路	臨港道路港湾2号線	新港ふ頭～那覇市安謝	1.7
第1次	港湾道路	臨港道路那覇1号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋	0.3
第1次	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区2号線	浦添市西洲	0.8
第1次	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区3号線	浦添市西洲	0.3
第1次	港湾道路	臨港道路若狭1号線	那覇市若狭	0.8
第1次	港湾道路	臨港道路若狭2号線	那覇市若狭～那覇クルーズターミナル	0.4
第1次	港湾道路	臨港道路新港2号線	新港ふ頭地区	1.0
第1次	港湾道路	臨港道路湊水2号線	平良港交差点～宮古島海上保安部入口	0.3
第1次	港湾道路	臨港道路湊水中央線	平良港	0.3
第1次	港湾道路	臨港道路浜崎町線	石垣市新栄町～石垣港	0.2
小計(43路線)				241.5
第2次	国道(指)	国道58号	国頭村奥～名護市宮里4丁目(北)	56.4
			恩納村瀬良垣～山田	12.0
第2次	国道(指)	国道58号名護東道路	名護市伊差川～世富慶	4.2
第2次	国道(指)	国道58号浦添道路	宜野湾市宇地泊～浦添市港川	2.0
第2次	国道(指)	国道329号	名護市世富慶～うるま市栄野比 沖縄市後原～那覇市上間	74.4
第2次	国道(指)	国道329号金武バイパス	金武町字金武	1.9
第2次	国道(指)	国道330号	沖縄市コザ十字路～那覇市古島	20.5
第2次	国道(指)	国道331号	豊見城市名嘉地～与那原町与那原	48.4
第2次	国道(指外)	国道330号	那覇市古島～旭町	5.5
第2次	国道(指外)	国道331号	名護市二見～大宜味村塩屋	35.6
第2次	国道(指外)	国道390号	那覇市西～西交差点	0.1
			平良港交差点～宮古島市城辺福里	27.6
			石垣市伊原間～白保 石垣市平得～登野城仲道 文化会館前～730交差点	14.8
第2次	国道(指外)	国道449号	本部町浦崎～瀬底大橋	3.5
第2次	国道(指外)	国道505号	本部町浦崎～名護市仲尾次(北)	20.8
第2次	国道(指外)	国道507号	八重瀬町具志頭～東風平	8.3
			那覇市上間～古波蔵	
第2次	国道(指外)	国道507号津嘉山バイパス	那覇市仲井真～八重瀬町東風平	5.3

第2次	主要地方道	奥武山米須線 (県道7号)	那覇市奥武山～糸満市国吉	11.7
第2次	主要地方道	伊計平良川線 (県道10号)	うるま市与那城平安座～海中道路西口交差点 海中道路西口交差点～うるま市平良川	12.0
第2次	主要地方道	那覇北中城線 (県道29号)	那覇市泊～安里 西原町坂田～上原 北中城 I C～北中城村第一安谷屋交差点	3.8
第2次	主要地方道	浦添西原線 (県道38号)	浦添市屋富祖～西原町小那覇	7.8
第2次	主要地方道	浦添西原線 (計画)	浦添市前田～西原町東崎	4.9
第2次	主要地方道	浦添西原線 (港川道路)	浦添市港川～城間	1.6
第2次	主要地方道	国頭東線 (県道70号)	国頭村奥～東村平良	49.6
第2次	主要地方道	名護宜野座線 (県道71号)	名護市呉我～城1丁目 名護市許田～宜野座村松田	13.3
第2次	主要地方道	名護運天港線 (県道72号)	名護市中山～運天港	5.7
第2次	主要地方道	名護運天港線 (計画)	今帰仁村仲宗根	0.7
第2次	主要地方道	沖縄嘉手納線 (県道74号)	沖縄市知花～嘉手納ロータリー	5.4
第2次	主要地方道	沖縄石川線 (県道75号)	コザ十字路～うるま市東恩納 (南) 交差点	11.9
第2次	主要地方道	糸満与那原線 (県道77号)	糸満ロータリー～東風平北交差点	6.4
第2次	主要地方道	糸満与那原線 (計画)	八重瀬町東風平～東風平北交差点	0.7
第2次	主要地方道	宜野湾北中城線 (県道81号)	宜野湾市伊佐～北中城村渡口	5.5
			北中城村安谷屋～渡口	2.6
第2次	主要地方道	那覇糸満線 (県道82号)	南風原町兼城～糸満市賀数	7.2
第2次	主要地方道	名護本部線 (県道84号)	北部合同庁舎前～大西 (南) 交差点 白銀橋交差点～本部町本部大橋 (北) 交差点	13.0
第2次	主要地方道	沖縄環状線 (県道85号)	北中城村比嘉～沖縄市比屋根	2.9
第2次	主要地方道	南風原知念線 (県道86号)	南風原町喜屋武～南城市知念吉富	13.2
第2次	主要地方道	南風原知念線 (南部東道路計画)	南風原町山川～南城市佐敷佐敷	12.0
第2次	主要地方道	屋嘉恩納線 (県道88号)	金武町屋嘉～恩納村南恩納	3.5
第2次	主要地方道	本部循環線 (県道91号)	名護市大南	0.1
第2次	主要地方道	久米島空港真泊線 (県道89号)	久米島町役場～久米島町宇根 久米島町兼城	2.0
第2次	主要地方道	平良城辺線 (県道78号)	郡農協前交差点～宮古島市城辺福里	10.9
第2次	主要地方道	保良西里線 (県道83号)	宮古島市城辺保良～平良西里	32.1
第2次	主要地方道	下地島空港佐良浜線 (県道90号)	宮古島市伊良部国仲～伊良部池間添	1.3
第2次	主要地方道	石垣港伊原間線 (県道79号)	石垣市新川～伊原間	41.4
第2次	主要地方道	富野大川線 (県道87号)	石垣市富野～大川	16.8
第2次	一般県道	県道2号線	国頭村与那～安田	12.2
第2次	一般県道	県道6号線	読谷村伊良皆～恩納村山田 うるま市石川伊波～石川東恩納	16.7
第2次	一般県道	県道8号線	うるま市勝連平敷屋～与那城 金武湾港入口交差点～うるま市栄野比	8.5
第2次	一般県道	県道9号線	大宜味村津波～田港	2.6
第2次	一般県道	県道11号線	豊見城市豊見城～真玉橋 (北) 交差点	3.5
第2次	一般県道	県道15号線	八重瀬町高良～仲座	4.0
第2次	一般県道	県道16号線	うるま市与那城西原～塩屋	3.2

(改定案)

(現行)

第2次	一般県道	県道24号線	沖縄市山内～山里	0.4
第2次	一般県道	県道24号線バイパス(計画)	北谷町桑江～沖縄市山内	3.1
第2次	一般県道	県道26号線	沖縄市知花～白川	3.0
第2次	一般県道	具志川前原線(県道33号)	うるま市具志川～豊原	2.9
第2次	一般県道	宜野湾西原線(県道34号)	宜野湾市大謝名～西原町内間	6.4
第2次	一般県道	県道36号線	沖縄市登川13丁目～うるま市喜屋武	3.0
第2次	一般県道	県道37号線	金武湾港入口交差点～海中道路西口交差点 屋慶名(東)交差点～うるま市勝連平敷屋	8.1
第2次	一般県道	県道52号線	糸満市与座～八重瀬町高良	1.5
第2次	一般県道	県道104号線	恩納村安富祖～金武町金武	7.3
第2次	一般県道	佐敷玉城線(県道137号線)	南城市佐敷津波古～佐敷新里坂 南城市佐敷新里～玉城親慶原 南城市玉城垣花～玉城仲村渠	6.6
第2次	一般県道	県道146号線	北中城村安谷屋～中城公園入口	4.3
第2次	一般県道	県道153号線	浦添市牧港～伊祖	1.4
第2次	一般県道	那覇内環状線(県道221号)	那覇市壺川～古波蔵 那覇市楚辺～樋川	1.1
第2次	一般県道	真地久茂地線(県道222号)	那覇市真地～那覇高校前交差点	4.1
第2次	一般県道	具志川環状線(県道224号)	沖縄市登川 田場交差点～うるま市赤野	2.8
第2次	一般県道	沖縄県総合運動公園線(県道227号)	沖縄市泡瀬4丁目～北中城村渡口	3.0
第2次	一般県道	与那城具志川線(県道239号)	うるま市平敷屋	1.0
第2次	一般県道	南風原与那原線(県道240号)	東部消防組合入口～与那原西交差点	0.5
第2次	一般県道	宜野湾南風原線(県道241号)	南風原町新川～喜屋武	2.7
第2次	一般県道	糸満具志頭線(県道250号)	糸満市国吉～八重瀬町仲座	3.6
第2次	一般県道	那覇宜野湾線(県道251号)	県立博物館前交差点～那覇市古島	1.2
第2次	一般県道	幸地 I C 線(県道254号・計画)	西原町翁長～幸地	0.8
第2次	一般県道	石川池原線(県道255号)	うるま市赤崎1丁目～沖縄市後原	5.4
第2次	一般県道	豊見城糸満線(県道256号線)	豊見城市高安～名嘉地 糸満ロータリー～糸満市真栄里	3.1
第2次	一般県道	兼城港線(県道175号線)	久米島町兼城	0.2
第2次	一般県道	宇根仲泊線(県道242号)	久米島町宇根～仲泊	14.9
第2次	一般県道	平良新里線(県道190号)	空港前交差点～新里交差点	7.4
第2次	一般県道	平良久松港線(県道192号)	宮古島市平良西里～平良久貝	1.8
第2次	一般県道	長山港佐良浜港線(県道204号)	宮古島市伊良部国仲～伊良部池間添	4.6
第2次	一般県道	高野西里線(県道243号)	宮古島市平良西里	2.0
第2次	一般県道	平良下地島空港線(県道252号)	宮古島市平良久貝～伊良部島	5.6
第2次	一般県道	大浜富野線(県道209号)	石垣市大浜～白保	3.4
第2次	一般県道	石垣空港線(県道214号・計画)	石垣空港～新石垣空港	8.1
第2次	市町村道	国頭村道(辺土名大通り線)	辺土名交差点～国頭村役場入口	0.3
第2次	市町村道	国頭村道(辺戸奥線)	国頭村奥～奥港入口	0.5
第2次	市町村道	大宜味村道(村役場入口線)	大宜味村大兼久～大宜味村役場入口	0.1
第2次	市町村道	東村道(福地ダム循環線)	東村平良～東村役場入口	0.3
第2次	市町村道	名護市道(名護42号線)	名護市大南	0.1

第2次	市町村道	名護市道（名護49号線）	名護市大南	0.3
第2次	市町村道	名護市道（名護58号線）	名護市大南	0.8
第2次	市町村道	名護市道（大北4号線）	名護市大北～北部ダム統合管理事務所入口	0.6
第2次	市町村道	名護市道（大北市宮住宅線）	名護市大北	0.2
第2次	市町村道	本部町道（大浜旧県道）	本部町大浜～本部町今帰仁消防組合入口	0.2
第2次	市町村道	宜野座村道（宜野座牛原2号線）	宜野座村宜野座	0.2
第2次	市町村道	宜野座村道（宜野座牛原4号線）	宜野座村宜野座～宜野座村役場入口	0.2
第2次	市町村道	金武町道（金武1号線）	金武町金武～金武町役場入口	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（18号線）	うるま市与那城平安座～沖繩出光油槽所入口	0.2
第2次	市町村道	うるま市道（100号線）	うるま市与那城平安座	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（103号線）	うるま市赤野	0.8
第2次	市町村道	うるま市道（2023号線）	うるま市みどり町～うるま市役所入口	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（2088号線）	うるま市赤野～具志川火力発電所入口	0.9
第2次	市町村道	うるま市道（6026号線）	うるま市宮里～県立中部病院入口	0.2
第2次	市町村道	うるま市道（東恩納2号線）	うるま市石川東恩納～石川浄水場入口	0.9
第2次	市町村道	うるま市道（東恩納25号線）	うるま市石川東恩納	0.1
第2次	市町村道	うるま市道（石川11号線）	うるま市石川石崎～金武湾港	0.2
第2次	市町村道	うるま市道（石川56号線）	うるま市石川石崎～白浜1丁目交差点	0.3
第2次	市町村道	うるま市道（赤崎1号線）	うるま市石川赤崎～石川火力発電所入口	0.7
第2次	市町村道	読谷村道（村民センター線）	読谷村座喜味～読谷村役場入口	0.4
第2次	市町村道	読谷村道（残波中央線）	伊良皆（北）交差点～読谷村座喜味	1.2
第2次	市町村道	嘉手納町道（3・4嘉3）	嘉手納町嘉手納～嘉手納町役場入口	0.2
第2次	市町村道	沖繩市道（胡屋18号線）	沖繩市仲宗根町～沖繩市役所入口	0.1
第2次	市町村道	沖繩市道（登川48号線）	沖繩市知花～登川2丁目	0.6
第2次	市町村道	沖繩市道（松本団地西側線）	沖繩市松本2丁目～松本3丁目	1.0
第2次	市町村道	沖繩市道（知花52号線）	沖繩市松本3丁目～登川2丁目	0.4
第2次	市町村道	沖繩市道（登川88号線）	沖繩市登川2丁目	0.3
第2次	市町村道	北谷町道（北谷公園線）	美浜交差点～北谷公園入口	0.4
第2次	市町村道	北谷町道（宮城1号線）	北谷町浜川	0.4
第2次	市町村道	北谷町道（宮城2号線）	浜川交差点～北谷浄水場入口	0.3
第2次	市町村道	北谷町道（砂辺浜川境界線）	北谷町砂辺～嘉手納国道出張所入口	0.4
第2次	市町村道	中城村道（久場前浜線）	中城村泊	0.2
第2次	市町村道	宜野湾市道（真志喜中央線）	宜野湾市真志喜3丁目～真志喜2丁目	0.9
第2次	市町村道	西原町道（内間・小那覇線）	内間交差点～南西石油入口	1.2
第2次	市町村道	西原町道（小那覇1号線）	西原町小那覇～西原浄水場入口	0.7
第2次	市町村道	西原町道（小波津与那城線）	西原町小波津～西原町役場入口	0.2
第2次	市町村道	西原町道（上原～千原線）	琉球大学医学部付属病院入口～西原町千原	0.5
第2次	市町村道	浦添市道（伊奈武瀬1号線）	那覇市港町～県中央卸売市場	0.7
第2次	市町村道	浦添市道（伊奈武瀬2号線）	那覇市港町～琉球物流瀬港1号倉庫	0.6
第2次	市町村道	浦添市道（組踊南線）	浦添市勢理客～勢理客交差点	0.3
第2次	市町村道	浦添市道（勢理客3号線）	浦添市勢理客～エフエム沖繩入口	0.5
第2次	市町村道	浦添市道（牧港港川線）	浦添市牧港～沖繩電力入口	0.3
第2次	市町村道	那覇市道（古波蔵38号）	那覇市古波蔵～漫湖公園入口	0.2
第2次	市町村道	那覇市道（西25号線）	那覇市西	0.1

第2次	市町村道	那覇市道 (西27号線)	那覇市西～ラジオ沖縄入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道 (久茂地7号)	那覇市久茂地	0.1
第2次	市町村道	那覇市道 (久茂地10号)	那覇市久茂地～琉球放送・琉球朝日放送入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道 (泉崎牧志線)	沖縄テレビ入口～那覇市久茂地	0.1
第2次	市町村道	那覇市道 (泉崎松尾線)	那覇市旭町～那覇高校	0.8
第2次	市町村道	那覇市道 (港町3号)	那覇市港町	0.5
第2次	市町村道	那覇市道 (港町10号)	那覇市港町	0.5
第2次	市町村道	那覇市道 (港町11号)	那覇市港町	0.2
第2次	市町村道	那覇市道 (港町12号)	那覇市港町	0.2
第2次	市町村道	那覇市道 (上之屋22号)	那覇市上之屋～沖縄総合事務局・那覇産業保安 監督事務所入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道 (天久銘苜線)	新都心公園交差点～新都心公園入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道 (泊6号)	那覇市泊～泊交差点	0.3
第2次	市町村道	那覇市道 (銘苜18号)	那覇市銘苜～那覇市消防局入口	0.1
第2次	市町村道	那覇市道 (銘苜泊線)	那覇市上之屋	0.1
第2次	市町村道	与那原町道 (与那原嶺井線)	与那原町上与那原～与那原町役場入口	0.3
第2次	市町村道	南城市道 (屋嘉部～親慶原線)	南城市玉城屋嘉部～玉城喜良原	0.7
第2次	市町村道	南城市道 (夜明けが丘線)	南城市佐敷新里～南城市役所入口	0.1
第2次	市町村道	八重瀬町道 (公園線)	八重瀬町東風平～東風平運動公園入口	0.1
第2次	市町村道	八重瀬町道 (東風平線)	八重瀬町東風平	0.1
第2次	市町村道	八重瀬町道 (幹線6号線)	八重瀬町東風平	0.3
第2次	市町村道	糸満市道 (大里上原線)	糸満市大里～八重瀬町世名城	0.5
第2次	市町村道	糸満市道 (南浜1号線)	糸満市潮崎町	0.1
第2次	市町村道	糸満市道 (D2号線)	糸満市西崎1丁目～西崎4丁目	0.2
第2次	市町村道	糸満市道 (平和祈念公園入口線)	糸満市摩文仁～平和祈念公園入口交差点	0.1
第2次	市町村道	久米島町道 (山城9号線)	久米島町山城～山城浄水場入口	0.3
第2次	市町村道	久米島町道 (滝間32号線)	久米島町儀間～沖縄電力久米島発電所入口	0.1
第2次	市町村道	久米島町道 (久米島病院線)	久米島町嘉手苜～	0.4
第2次	市町村道	宮古島市道 (中央縦線)	宮古島市平良西里～宮古島警察署前	0.3
第2次	市町村道	宮古島市道 (北環状線)	宮古島市平良西仲宗根～平良港交差点	0.3
第2次	市町村道	宮古島市道 (松原1号線)	宮古島市平良～宮古島地方気象台入口	0.1
第2次	市町村道	宮古島市道 (東環状線)	宮古島市平良	1.6
第2次	市町村道	宮古島市道 (下崎～西原)	宮古島市平良～沖縄電力宮古第二発電所入口	0.2
第2次	市町村道	宮古島市道 (A-76号)	宮古島市平良～沖縄電力宮古島発電所入口	0.2
第2次	市町村道	宮古島市道 (野原越七原線)	宮古島市平良	0.2
第2次	市町村道	宮古島市道 (上原北部線)	宮古島市上野	0.8
第2次	市町村道	宮古島市道 (山中11号)	宮古島市平良～上野	0.9
第2次	市町村道	宮古島市道 (野原前方線)	宮古島市上野	1.5
第2次	市町村道	石垣市道 (美崎新菜通り)	石垣市新菜町	0.7
第2次	市町村道	石垣市道 (産業道路)	石垣市大川 (農高前)～石垣 石垣市登野城	1.0
第2次	市町村道	石垣市道 (美崎町籾1号線)	石垣市美崎町～730交差点	0.3
第2次	市町村道	石垣市道 (美崎町籾2号線)	石垣市美崎町	0.4
第2次	市町村道	石垣市道 (美崎町籾3号線)	石垣市浜崎町	0.2

(改定案)

(現行)

第2次	市町村道	石垣市道 (区画線2号線)	石垣市登野城～登野城 (東) 交差点	0.4
第2次	市町村道	石垣市道 (平得新川線)	石垣市登野城～小波本橋交差点	0.3
第2次	市町村道	石垣市道 (縦1号線)	石垣市登野城～石垣市中央公園入口	0.1
第2次	市町村道	石垣市道 (横4号線)	石垣市登野城～大川交差点	0.7
第2次	港湾道路	本部港内臨港道路	本部町崎本部～本部港入口	0.5
第2次	港湾道路	臨港道路浦添線	浦添市西洲～空寿崎	2.5
第2次	港湾道路	臨港道路港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市泊	0.7
第2次	港湾道路	糸満漁港臨港道路	糸満市西崎町～道の駅いとまん入口	0.1
第2次	港湾道路	兼城港内道路	久米島町嘉手苺～りゅうせき久米島出張所入口	0.3
第2次	港湾道路	臨港道路漲水1号線	宮古島市平良西仲宗根～りゅうせき宮古支店入口	0.2
第2次	港湾道路	臨港道路浜崎町線	石垣市登野城～大川交差点	0.2
第2次	農道	久米島農道 (西銘農道)	久米島町兼城～具志川浄水場	0.2
第2次	自衛隊道路		久米島町兼城～久米島分屯基地入口	4.2
小計 (186路線)				863.5
第3次	主要地方道	伊計平良川線 (県道10号)	うるま市与那城伊計～与那城平安座	7.0
第3次	一般県道	県道110号線	名護市真喜屋～運天原 名護市真喜屋～饒平名	11.3
第3次	一般県道	瀬底健堅線 (県道172号)	本部町瀬底～健堅	0.9
第3次	一般県道	浜比嘉平安座線 (県道238号)	うるま市勝連浜～与那城平安座	1.4
第3次	一般県道	古宇利屋我地線 (県道247号)	今帰仁村古宇利～名護市済井出	3.4
第3次	一般県道	屋我地仲宗根線 (県道248号)	名護市運天原～今帰仁村仲宗根	2.2
第3次	一般県道	池間大浦線 (県道230号)	宮古島市平良池間～平良大浦	9.8
第3次	一般県道	平野伊原間線 (県道206号線)	石垣市平久保～伊原間	14.6
第3次	一般県道	川平高屋線 (県道207号)	石垣市川平	1.7
第3次	市町村道	今帰仁村道 (勢理客和呂目線)	今帰仁村上運天	1.5
第3次	市町村道	今帰仁村道 (湧川運天線)	今帰仁村上運天	0.6
第3次	市町村道	南城市道 (伊茶垂～奥武線)	南城市玉城奥武入口～奥武島	1.0
第3次	市町村道	久米島町道 (真泊1号線)	久米島町奥武島～宇根	1.6
第3次	市町村道	宮古島市道 (来間大橋線)	宮古島市下地～来間島	1.9
第3次	市町村道	宮古島市道 (皆愛3号線)	宮古島市下地	0.5
第3次	市町村道	宮古島市道 (皆愛宮道線)	宮古島市下地	0.3
第3次	市町村道	宮古島市道 (洲鎌7号線)	宮古島市下地	0.9
第3次	農道	うるま市農道	うるま市与那城池味～与那城桃原	4.4
小計 (18路線)				65.0
合計 (247路線)				1,169.9

(改定案)

(全削除)

(改定案)

2. 5 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路以外）の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、緊急輸送道路以外の避難路等の指定を行う。

「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、緊急輸送道路以外の避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等を、市街化の度合いを勘案し、必要性の高い地域から順次指定し、今後、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について、耐震診断及び改修の促進に努める。

3 耐震化の促進を図るための施策

3. 1 普及・啓発の促進及び支援

県、市町村及び建築関係団体は、県民や建築物の所有者へ耐震化の必要性を周知するとともに、関連する情報の収集・提供に努めるために以下の施策を実施する。

県、市町村及び建築関係団体は、県民や建築物の所有者に対し耐震化の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、取り組みへの支援をできる限り行う観点から、耐震化に関する各種補助制度の運用や国の支援制度等の周知を図ることで建築物の耐震化を促進する。

(1) 耐震診断及び耐震改修関連の情報提供

毎年3月と9月に開催される建築物防災週間での立入調査や10月に行われる住宅月間及び違反建築防止週間に合わせた相談窓口の開設等の機会を通じて、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の促進に関する普及啓発や改善等の指導活動を引き続き実施するとともに、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、建築基準法第12条に基づく定期報告を活用し、耐震化をはじめとする地震防災対策について啓発や指導を進めていく。

(2) 耐震化に係るパンフレットの配布

建築物の所有者に対して耐震化を啓発するため、住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修に関する助成制度等の周知を目的としたパンフレットを各特定行政庁の建築担当窓口及び防災担当窓口や建築関係団体の耐震相談窓口等に常時備え、配布することで建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を推進する。

(3) 地震ハザードマップの作成・普及

地域の「地震時の揺れやすさ」及び「避難場所」等を明示した「地震ハザードマップ」の普及は、地震発生時における被害の見通し及び避難方法に係る情報を県民にわかりやすく事前に提供し、平常時から防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できる。

現在、本県における地震ハザードマップは、「沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）」において25の想定地震により作成されており、各市町村別の詳細なハザードマップについても全市町村で作成または更新を行うよう促していく。

(4) マンション等の耐震化に係る支援策のPR

耐震改修促進法第25条に基づき、所管行政庁から「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物について、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が区分所有者及び議決権の過半数に緩和されることから、本県ではこの特例を周知することにより、区分所有建築物の耐震改修の円滑な実施を促していく。

また平成26年6月に改正された「マンションの建替等の円滑化に関する法律」においても、耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建設されるマンションについて、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものを対象に、特定行政庁が許可した場合には容積率が緩和されることから、本県ではこの制度を周知することにより、耐震性が不足しているマンションの耐震化を促していく。

その他、耐震化に係る沖縄振興開発金融公庫などの低利融資制度や租税特別措置法の特別償却制度の活用など、耐震化を促進するための支援策のPRに努めるものとする。

(5) リフォームに合わせた耐震改修の推進

住まいの耐震化を図るには、増改築や省エネ、バリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事等と併せて耐震改修を実施することが効果的である。

本県では、リフォーム事業者や業界団体と連携し、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報を周知することで、耐震化の啓発に努めるものとする。

3 耐震診断・改修の促進を図るための施策

3. 1 普及・啓発の促進及び支援

県、市町村及び建築関係団体は、県民や建築物の所有者へ耐震診断・改修の必要性を周知するとともに、関連する情報の収集・提供に努めるために以下の施策を実施する。

(1) 耐震診断・改修関連の情報提供

毎年3月と9月に開催される建築物防災週間及び10月に行われる住宅月間を中心に、建築物の耐震診断・改修の促進に関する普及・啓発、改善等の指導活動を重点的に実施するものとする。

また、新築住宅の耐震性能の向上を図るため、住宅性能表示制度の普及を促進するとともに、既存住宅の耐震改修に関して、県民が安心してリフォーム業者を選択できるような仕組みづくりを検討する。

(2) 耐震診断・改修に係るパンフレットの配布

住宅・建築物等の耐震診断・改修及び助成制度等の周知を目的としたパンフレットを県並びに市町村の建築及び防災担当窓口や建築関係団体の耐震相談窓口等に常時備えておくこととする。

(3) 地震ハザードマップの作成・普及

沖縄県における地震ハザードマップは、「沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）」において20の想定地震により作成されている。

各市町村別の詳細なハザードマップについては、各市町村において作成するものとする。

(4) 耐震診断・改修に係る支援策のPR

耐震診断・改修に係る沖縄振興開発金融公庫などの低利融資制度や租税特別措置法の特別償却制度の活用など、耐震診断・改修を促進するための支援策のPRに努めるものとする。

(5) リフォームに合わせた耐震改修の推進

住まいのリフォームや省エネ、バリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築とあわせて耐震改修を実施することが効果的である。リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報の提供に努めるものとする。

3. 2 実施体制の整備

県、市町村及び建築関係団体は、県民の耐震診断・改修に関する理解を深めるための相談窓口の設置や耐震診断評価機関の設置など、建築物の耐震化を促進するための実施体制の整備を図るものとする。

(1) 相談窓口の設置

県民や建築物の所有者が耐震化への理解を深め、必要な情報を得るための相談窓口を県、所管行政庁、市町村、(一社)沖縄県建築士事務所協会及び(公社)沖縄県建築士会等に開設する。

ア 行政相談窓口

県及び所管行政庁、市町村の建築関係部局に相談窓口を設置し、耐震化に関する制度等、一般的内容について相談に応じるものとする。

イ 耐震相談窓口

建築物の耐震化に関する専門的な情報の提供や耐震診断及び耐震改修に関する実施機関の紹介等を行うため、(一社)沖縄県建築士事務所協会、(公社)沖縄県建築士会等に耐震相談窓口を設置する。

ウ 住宅相談窓口

住宅に関する耐震化の相談に対して、専門家による的確なアドバイスが受けられるよう、住まいの総合相談窓口を活用するなど関係機関と連携して窓口の設置を図る。

(2) 耐震診断及び耐震改修に関する実施機関の位置づけ

耐震診断及び耐震改修講習会の受講者名簿に登録された建築技術者が所属する建築士事務所を位置づける。実施機関は、耐震相談窓口での紹介や直接の依頼に応じ、耐震診断及び耐震改修の計画を立案するとともに、耐震改修の終了までの一連の業務の管理を行う。

(3) 耐震診断評価機関の設置

耐震診断及び改修計画の妥当性を客観的かつ専門的に判断するため、学識経験者や構造専門技術者等で構成される評価機関を設置する。

3. 2 実施体制の整備

県、市町村及び建築関係団体は、県民の耐震診断・改修に関する理解を深めるための相談窓口の設置や耐震診断評価機関の設置など、建築物の耐震診断・改修を促進するための実施体制の整備を図るものとする。

(1) 相談窓口の設置

県民や建築物の所有者が耐震診断・改修への理解を深め、必要な情報を得るための相談窓口を県、所管行政庁、市町村、(一社)沖縄県建築士事務所協会及び(公社)沖縄県建築士会等に開設する。

ア 行政相談窓口

県及び所管行政庁、市町村の建築関係部局に相談窓口を設置し、耐震診断・改修の制度等、一般的内容について相談に応じるものとする。

イ 耐震相談窓口

耐震診断・改修に関する専門的な情報の提供や耐震診断実施機関の紹介等を行うため、(一社)沖縄県建築士事務所協会、(公社)沖縄県建築士会等に耐震相談窓口を設置する。

ウ 住宅相談窓口

住宅に関する耐震診断等の相談に対して、専門家による的確なアドバイスが受けられるよう、住まいの総合相談窓口を活用するなど関係機関と連携して窓口の設置を図る。

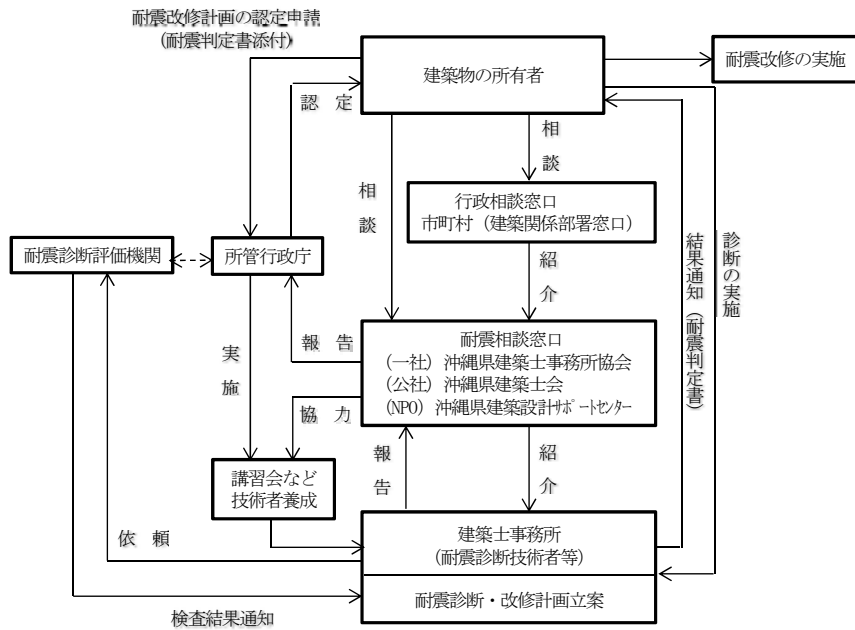
(2) 耐震診断実施機関の位置づけ

耐震診断・改修講習会の受講者名簿に登録された建築技術者が所属する建築士事務所を位置づける。耐震診断機関は、耐震相談窓口での紹介や直接の依頼に応じ、耐震診断及び改修の計画を立案するとともに、耐震改修の終了までの一連の業務の管理を行う。

(3) 耐震診断評価機関の設置

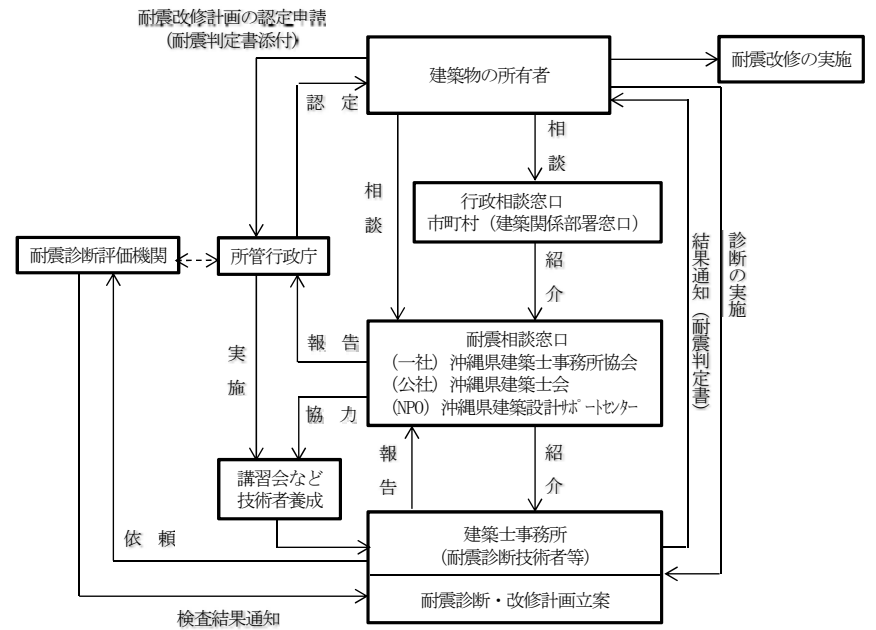
耐震診断及び改修計画の妥当性を客観的かつ専門的に判断するため、学識経験者や構造専門技術者等で構成される評価機関を設置する。

(改定案)

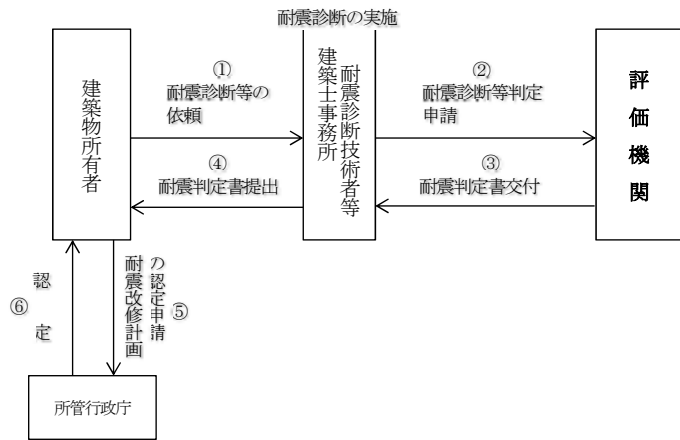


実施体制のフロー

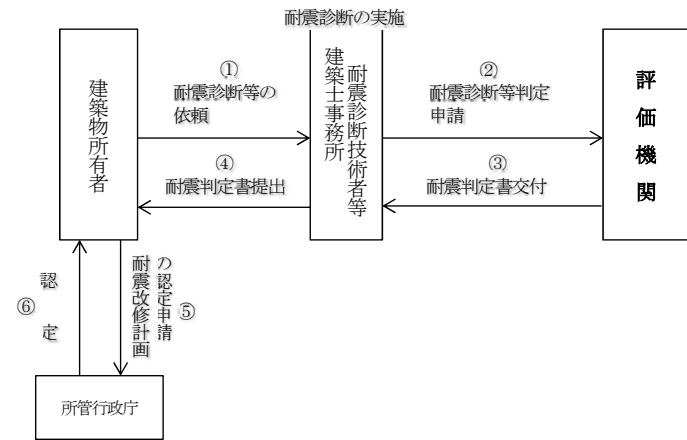
(現行)



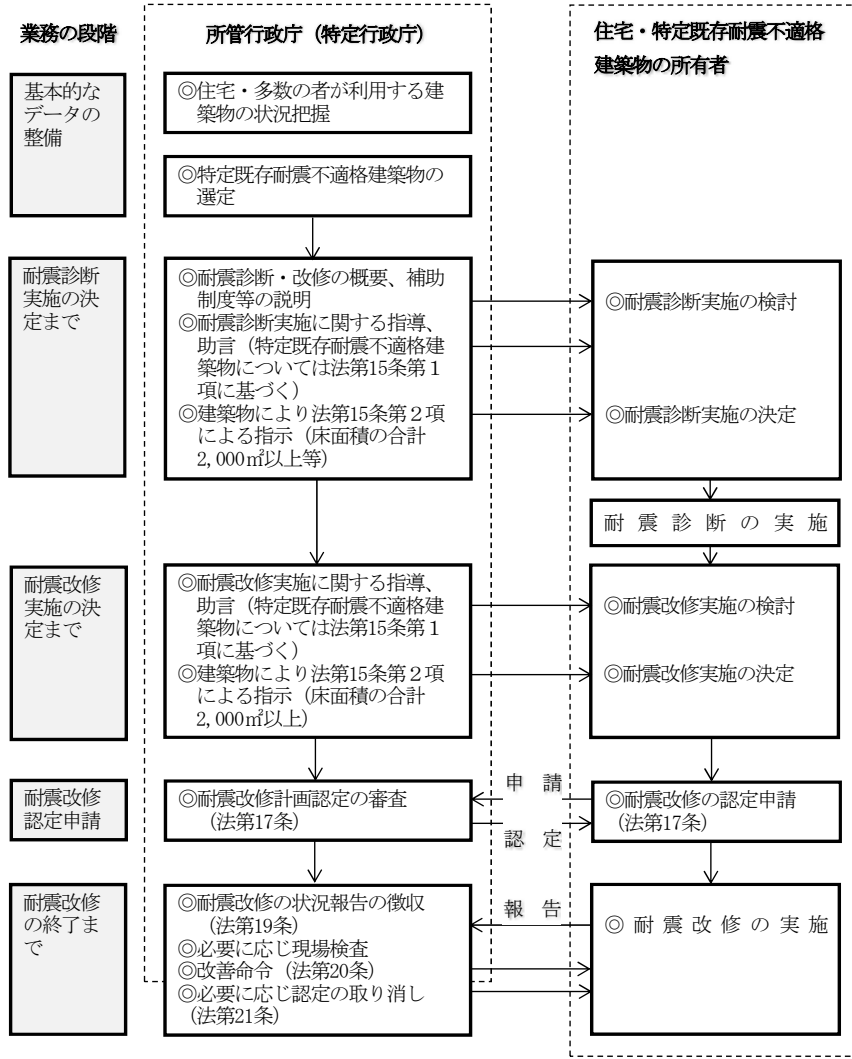
実施体制のフロー



耐震改修計画の認定申請のフロー

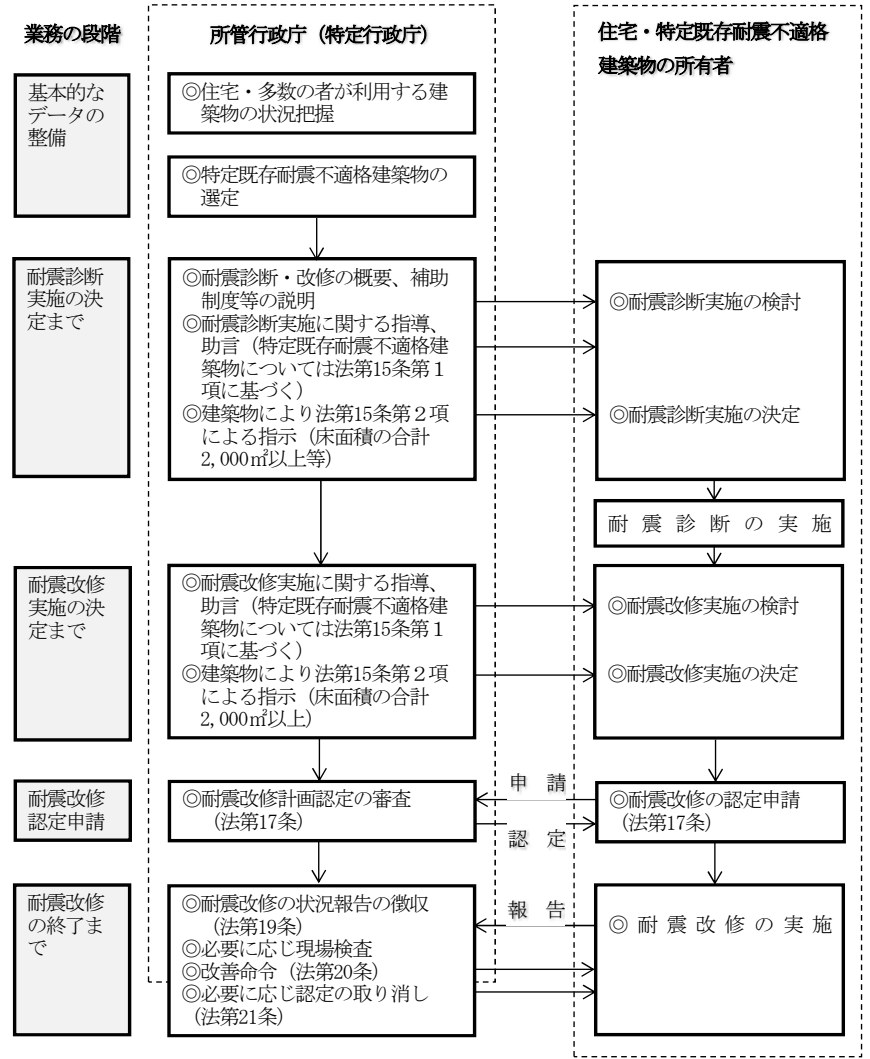


耐震改修計画の認定申請のフロー



※法：耐震改修促進法

住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修の進行管理フロー図



※法：耐震改修促進法

住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修の進行管理フロー図

3. 3 耐震診断及び耐震改修技術者の育成及び登録

県は、所管行政庁及び建築関係団体と連携して、耐震診断及び耐震改修に携わる技術者の育成を目的に育成講習会を開催するとともに、受講者の登録名簿を作成する。

県は、所管行政庁や建築関係団体と連携し、建築技術者に対して建築物の耐震診断及び耐震改修に関する育成講習会を開催し、必要な技術の習得を促してきた。

また、令和3年度よりコンクリートブロック塀の点検方法及び補強工法に関する育成講習会を開催することで、正しい点検及び補強に関する施工技術・工法の普及啓発を行い、地震に対する安全性の確保に資することとする。

なお、これまでの講習会について受講者名簿を作成し、県、所管行政庁、（一社）沖縄県建築士事務所協会、（公社）沖縄県建築士会及び（NPO）沖縄県建築設計サポートセンターに備え置いており、一般県民による住宅等の耐震診断及び耐震改修に関する相談等に活用している。

3. 4 耐震化に係る助成及び支援

県及び市町村は、現行の耐震基準を満たさない住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成するよう努めるものとする。

住宅及び建築物の耐震化については多額の費用を要するが多いのが現状であり、耐震化の促進にあたっては、県と市町村が協力して支援を行う必要がある。

県及び市町村においては、現行の耐震基準を満たさない要緊急安全確認大規模建築物を対象に、国の補助制度を積極的に活用し、耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成する補助制度を創設している。

また、住宅の所有者で耐震性を把握するために簡易診断及び塩分分析調査を希望するものに対して簡易診断技術者等を派遣し、所有者へ結果を交付することで住宅の耐震化を促している。

その他の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修に対する費用の助成についても、通行障害既存耐震不適格建築物等対象建築物の絞り込み及び指定について検討を行う必要がある。

3. 3 耐震診断・改修技術者の育成及び登録

県は、所管行政庁及び建築関係団体と連携して、耐震診断・改修に携わる技術者の育成を目的に耐震診断・改修講習会を開催するとともに、受講者の登録名簿を作成する。

県は、所管行政庁や建築関係団体と連携し、建築技術者に対し建築物の耐震診断・改修に必要な技術を習得させるため、耐震診断・改修講習会を開催する。

また、講習会受講者の名簿を作成し、県、所管行政庁、（一社）沖縄県建築士事務所協会、（公社）沖縄県建築士会及び（NPO）沖縄県建築設計サポートセンターに備え置き、一般県民の相談等に活用する。

3. 4 耐震診断・改修に係る助成及び支援

県及び市町村は、現行の耐震基準を満たさない住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成するよう努めるものとする。

耐震診断・改修については多額の費用を要するが多いのが現状である。

沖縄県及び市町村においては、国の補助制度を積極的に活用し、現行の耐震基準を満たさない住宅・特定既存耐震不適格建築物で行う耐震診断・改修費用の一部を助成する補助制度を創設する。

なお、住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、県と市町村が協力して支援を行うものとする。

3. 5 総合的な安全対策に関する取り組み

住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化に加え、建築設備や敷地等の総合的な安全性を確保する。

地震時の対策について、建築物の耐震性の確保だけではなく、窓ガラスの落下防止、建物タイルの落下防止、ブロック塀の倒壊防止など総合的な対策が必要となる。

(1) 天井等の非構造部材、家具の転倒による被害防止

宮城県沖地震（平成17年8月）では、スポーツ施設において天井が落下し、多くの負傷者が発生した。他にも家具の転倒による負傷者の発生や避難・救助の妨げとなった事例が数多くあった。

以上のことから、本県では建築物の所有者等に対し、非構造部材の施工状況の確認及び補修実施並びに家具の適切な配置等の地震対策を促すとともに、県民に対し、講習会の開催やパンフレットの配布などにより周知することで効果的な地震対策の普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(2) 窓ガラスや屋外看板、外壁タイルの落下防止

福岡県西方沖地震（平成17年3月）では、ビルの窓ガラスが大量に割れ、落下したが、幸い大惨事には至らなかった。

しかし、窓ガラス等の落下による通行人等への被害や避難時の妨げになる事例が十分予測されることから、本県では県民に対してその危険性を講習会やパンフレット等の配布などにより周知することでシーリング材の改善や屋外看板の補修の実施、外壁タイルの修繕など普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(3) エレベーターの安全確保

千葉県北西部地震（平成17年7月）では、多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じこめられるなど多くの被害が発生した。

以上のことから、本県では既存エレベーターに対する安全対策を図るため、建築物の所有者等に対し、既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置等の設置を行うよう周知することで安全確保についての普及啓発に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(4) 地震に伴う崖崩れ及び擁壁倒壊の防止

本県では、地震による擁壁倒壊による建築物への被害防止や崖崩れの発生を軽減するため、擁壁に対する補修の推進及びがけ地近接等危険住宅移転事業などを活用するよう周知することで敷地の安全性の確保に努め、必要に応じた指導を行うものとする。

(5) 既存コンクリートブロック塀等の倒壊防止

これまで、地震発生により耐震性を満たさないコンクリートブロック塀が倒壊し、その下敷きによる死傷者の発生や避難等に支障をきたした事例が数多くある。

本県では、令和3年度よりコンクリートブロック塀の点検方法及び補強工法に関する育成講習会を開催し、正しい点検及び補強に関する施工技術・工法の普及啓発を行うことで技術者の育成を図ることとしている。

その他、県民に対して耐震性を満たさないコンクリートブロック塀の危険性を講習会やパンフレット等の配布及びPR動画の公開等により県民に周知し、倒壊防止の啓発につとめ、また必要に応じて指導を行うものとする。

3. 5 総合的な安全対策に関する取り組み

住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化に加え、建築設備や敷地等の総合的な安全性を確保する。

地震時の対策について、建築物の耐震性の確保だけではなく、窓ガラスの落下防止、建物タイルの落下防止、ブロック塀の倒壊防止など総合的な対策が必要となる。

(1) 天井等の非構造部材、家具の転倒による被害防止

宮城県沖地震（平成17年8月）では、スポーツ施設において天井が落下し、多くの負傷者が発生した。他にも家具の転倒による負傷者の発生や避難・救助の妨げとなった事例が数多くあった。

以上のことから、建築物の所有者等に対し、非構造部材の施工状況の確認及び補修実施並びに家具の適切な配置等の地震対策を促すとともに、県民に対し、講習会の開催やパンフレットの配布などにより周知することで効果的な地震対策の普及啓発に努める。

(2) 窓ガラスや屋外看板、外壁タイルの落下防止

福岡県西方沖地震（平成17年3月）では、ビルの窓ガラスが大量に割れ、落下したが、幸い大惨事には至らなかった。

しかし、窓ガラス等の落下による通行人等への被害や避難時の妨げになる事例が十分予測されることから、県民に対し、その危険性を講習会やパンフレット等の配布により周知することでシーリング材の改善や屋外看板の補修の実施、外壁タイルの修繕など普及啓発につとめ、必要に応じた指導を行うものとする。

(3) エレベーターの安全確保

千葉県北西部地震（平成17年7月）では、多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じこめられるなど多くの被害が発生した。

以上のことから、既存エレベーターに対する安全対策を図るため、建築物の所有者等に対し、既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置等の設置を行うよう周知することで普及啓発に努める。

(4) 地震に伴う崖崩れ及び擁壁倒壊の防止

地震による擁壁倒壊による建築物への被害防止や崖崩れの発生を軽減するため、擁壁に対する補修の推進及びがけ地近接等危険住宅移転事業などを活用し、敷地の安全性の確保に努める。

(5) ブロック塀等の倒壊防止

これまで、地震発生によりブロック塀が倒壊し、その下敷きによる死傷者の発生や避難等に支障をきたした事例が数多くある。

以上のことから、県民に対し、その危険性を講習会やパンフレット等の配布により県民に周知することで正しい施工技術・工法の普及啓発につとめ、必要に応じた指導を行うものとする。

3. 6 その他、耐震診断・改修を促進するための取り組み

住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化や敷地の安全性の確保等以外にも、総合的な取り組みを行う。

(1) 中間検査、完了検査の徹底

新たに建築される建築物においても、施工不良等の防止を図るため、「沖縄県建築物安全安心計画」に基づき、中間検査、完了検査の徹底を図るものとする。

(2) 地震保険の活用

地震により建築物が倒壊・破損した際に地震保険に加入している場合、その再建が円滑に進むことが期待できるため、パンフレットの配布、ポスターの掲示により地震保険への普及及び加入啓発に務めるものとする。

3. 6 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

「2. 5 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路以外）の指定」を行うための基礎資料として、避難路及びこれに通じる細街路等の現況調査を行う。

避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、

「2. 5 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路以外）の指定」を行うための基礎資料として整備する。

この調査の成果に基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について、耐震診断及び改修の促進に努める。

3. 7 その他、耐震診断・改修を促進するための取り組み

住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化や敷地の安全性の確保等以外にも、総合的な取り組みを行う。

(1) 中間検査、完了検査の徹底

新たに建築される建築物においても、施工不良等の防止を図るため、「沖縄県建築物安全安心計画」に基づき中間検査、完了検査の徹底を図るものとする。

(2) 地震保険の活用

地震により建築物が倒壊・破損した際に地震保険に加入している場合、その再建が円滑に進むことが期待できるため、パンフレットの配布、ポスターの掲示により地震保険の普及・啓発に努めるものとする。

4 県、所管行政庁、市町村及び関係団体相互の連携

住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修を総合的に推進するため、県、所管行政庁、市町村及び建築関係団体等は、それぞれの役割を相互の連携の下に展開するものとする。

本県における住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修を総合的に推進するために、県、所管行政庁、その他の市町村及び建築関係団体等は、連携して下記の施策を展開するものとする。

(1) 県の役割

- ア 沖縄県耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 県有公共建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の促進
- オ 耐震診断・改修技術者の養成と登録
- カ 耐震診断・改修の普及、啓発
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(2) 所管行政庁（那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市）の役割

- ア 市耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市有建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の促進
- オ 耐震診断・改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(3) 所管行政庁以外の市町村の役割

- ア 市町村耐震改修促進計画の速やかな策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市町村有公共建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の推進
- オ 耐震診断・改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成

(4) 建築関係団体の役割

- ア 県、市町村の耐震診断・改修の施策への協力
- イ 耐震診断・改修の普及、啓発
- ウ 耐震診断・改修技術の研鑽
- エ 適切な耐震診断・改修の調査、設計、工事の実施

4 県、所管行政庁、市町村及び関係団体相互の連携

住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・改修を総合的に推進するため、県、所管行政庁、市町村及び建築関係団体等は、それぞれの役割を相互の連携の下に展開するものとする。

本県における住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修を総合的に推進するために、県、所管行政庁、その他の市町村及び建築関係団体等は、連携して下記の施策を展開するものとする。

(1) 県の役割

- ア 沖縄県耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 県有公共建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の促進
- オ 耐震診断・改修技術者の養成と登録
- カ 耐震診断・改修の普及、啓発
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(2) 所管行政庁（那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市）の役割

- ア 市耐震改修促進計画の策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市有建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の促進
- オ 耐震診断・改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成
- キ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等の実施

(3) 所管行政庁以外の市町村の役割

- ア 市町村耐震改修促進計画の速やかな策定
- イ 耐震診断・改修対象建築物のデータベースの整備
- ウ 市町村有公共建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- エ 民間建築物の耐震診断・改修の推進
- オ 耐震診断・改修の普及、啓発
- カ 詳細な防災マップの作成

(4) 建築関係団体の役割

- ア 県、市町村の耐震診断・改修の施策への協力
- イ 耐震診断・改修の普及、啓発
- ウ 耐震診断・改修技術の研鑽
- エ 適切な耐震診断・改修の調査、設計、工事の実施

5 耐震診断・改修を促進するための指導や命令等

県及び所管行政庁は、耐震診断・改修を実施することが必要と認めた場合は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行うこととする。

(1) 耐震改修促進法に基づく指導・助言など

県及び所管行政庁は、全ての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震改修促進法第15条第1項に基づき、必要な指導・助言を行うこととする。

そのうち一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物に対し、地震に対する安全性をはかるために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指示を行うこととする。

さらに、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由無くその指示に従わない場合は、同条第3項に基づきその氏名等を公表することとする。

ア 指導・助言の方法

全ての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性、耐震診断・改修の実施に関する説明や文書の送付を行う。

また、所有者個人のみを対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対しても説明会を開催するなど周知を図ることとする。

イ 指示の方法

必要な耐震診断・改修を実施していない特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどの指示を行うこととする。

ウ 公表の方法

指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由無く耐震診断・改修の指示に従わない場合、法律に基づく公表であることを明示した上で県及び所管行政庁の公報及びホームページへの掲載等によりその旨公表することとする。

(2) 建築基準法による指導、助言、勧告及び命令等の実施

特定行政庁は、建築基準法第9条の4の規定において、建築物の敷地や構造等について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険等のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の修繕、防腐措置等建築物等の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができるとしている。

また、同法第10条においても、第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物について、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険等のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の除却、改築、修繕等保安上必要な措置をとるよう勧告、命令することができるとしている。

よって、前号ウにより公表を行ったにも関わらず当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合、特定行政庁は速やかに当該建築物の指導、助言等を行い、必要に応じて除却、改築、修繕等を行うよう勧告及び命令等を行うこととする。

5 耐震診断・改修を促進するための指導や命令等

県及び所管行政庁は、耐震診断・改修を実施することが必要と認めた場合は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行うこととする。

(1) 耐震改修促進法に基づく指導・助言など

県及び所管行政庁は、全ての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震改修促進法第15条第1項に基づき、必要な指導・助言を行うこととする。

そのうち一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物に対し、地震に対する安全性をはかるために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指示を行うこととする。

さらに、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由無くその指示に従わない場合は、同条第3項に基づきその氏名等を公表することとする。

ア 指導・助言の方法

全ての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性、耐震診断・改修の実施に関する説明や文書の送付を行う。

また、所有者個人のみを対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対しても説明会を開催するなど周知を図ることとする。

イ 指示の方法

必要な耐震診断・改修を実施していない特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどの指示を行うこととする。

ウ 公表の方法

指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由無く耐震診断・改修の指示に従わない場合、法律に基づく公表であることを明示した上で県及び所管行政庁の公報及びホームページへの掲載等によりその旨公表することとする。

(2) 建築基準法による勧告または命令等の実施

建築基準法第10条では、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物について、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険のおそれがあると認める場合において、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の除却、改築、修繕等保安上必要な措置をとるよう勧告、命令することができるとしている。

よって、前号ウにより公表を行ったにも関わらず当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合、特定行政庁は速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行うこととする。

第1表 防災拠点建築物一覧

法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用の確保することが公益上必要な建築物及び当該建築物の耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を下記のとおり定める。

所管	所有者	区分	建築物の名称	棟名	診断	耐震性	今後の予定	実施	除却	
沖縄県	沖縄県	庁舎	名護警察署庁舎		済	×	建替	R5	未定	
				12号棟	済	×	改修済	H30	—	
	国頭村	避難所	辺土名小学校		済	×	改修済	H30	—	
				13号棟	済	×	改修済	H30	—	
	東村	避難所	東村農民研修施設		済	×	改修	未定	—	
	伊江村	避難所	農村環境改善センター		済	×	改修	未定	—	
	伊是名村	避難所	伊是名小学校		8号棟	未	—	建替後除却	R3	R4
				10号棟	未	—	建替後除却	R3	R4	
	金武町	庁舎	金武町役場		事務棟	済	○	—	—	—
				議会棟	済	×	改修	R7	—	
	中城村	避難所	中城小学校			未	—	建替後除却	R6	R7
				12-1号棟	未	—	建替後除却	R6	R7	
		避難所	津覇小学校		12-2号棟	未	—	建替後除却	R6	R7
				18号棟	未	—	建替後除却	R6	R7	
	八重瀬町	避難所	白川幼稚園		1号棟	未	—	建替後除却	R6	R7
2号棟				未	—	建替後除却	R6	R7		
石垣市	庁舎		石垣市役所		未	—	建替後除却	R2	R4	
	避難所		石垣小学校	12号棟	未	—	建替後除却	R3	R4	
	避難所		石垣中学校	14号棟	済	×	改修	R3	—	
那覇市	那覇市	避難所	開南小学校		10号棟	済	×	改修済	H28	—
				11号棟	済	×	改修済	H28	—	
				13号棟	済	×	改修済	H28	—	
				14号棟	済	×	改修済	H28	—	
			仲井真小学校	1号棟	済	×	改修済	H29	—	
			那覇中学校	14号棟	済	×	改修済	H29	—	
17号棟	済	×	改修済	H29	—					
宜野湾市	沖縄県	庁舎	宜野湾警察署庁舎		済	×	除却後建替	R3	R3	
沖縄市	沖縄市		安慶田中学校		1号棟	済	×	改修済	H28	—
				2号棟	済	×	改修済	H28	—	
				4号棟	済	○	—	—	—	
うるま市	沖縄県	庁舎	石川警察署庁舎		済	×	建替	R5	—	
	うるま市	避難所	兼原小学校		済	○	—	—	—	
避難所		具志川東中学校	3号棟	済	×	改修	R3	—		

第1表 防災拠点建築物一覧

法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用の確保することが公益上必要な建築物及び当該建築物の耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を下記のとおり定める。

所有者	区分	建築物の名称	棟名
沖縄県	庁舎	宜野湾警察署庁舎	
		名護警察署庁舎	
		石川警察署庁舎	
石垣市	庁舎	石垣市役所	
宜野湾市	庁舎	伊良部支庁庁舎	
金武町	庁舎	金武町役場	
北中城村	庁舎	北中城村役場	第一庁舎
与那国町	庁舎	与那国町役場	
那覇市	避難所	開南小学校	10号棟
		開南小学校	11号棟
		開南小学校	13号棟
		開南小学校	14号棟
		仲井真小学校	1号棟
		那覇中学校	14号棟
		那覇中学校	17号棟
石垣市	避難所	石垣小学校	14・12
沖縄市	避難所	高良小学校	5号棟
		高良小学校	8号棟
		高良小学校	21号棟
		高良小学校	14号棟
		安慶田中学校	1号棟
		安慶田中学校	2号棟
		安慶田中学校	4号棟
		安慶田中学校	10号棟
		安慶田中学校	20号棟
		知花学習センター施設	
		高良小学校	
うるま市	避難所	具志川東中学校	3号棟
宜野湾市	避難所	伊良部小学校(伊良部)	
高良市	避難所	大豊中学校	
国頭村	避難所	辺土名小学校	
国頭村	避難所	佐平小学校	
東村	避難所	東村農民研修施設	
本部町	避難所	よ本部小学校	
伊江村	避難所	農村環境改善センター	
中城村	避難所	中城小学校	
		津覇小学校	12-1・2,18
伊是名村	避難所	伊是名村立伊是名小学校	
八重瀬町	避難所	白川幼稚園	

耐震診断の結果の報告期限

平成32年12月末

三耐震改修工事を現在期限までに完了している場合は、耐震補修設計の内訳について報告をお願いします。

第2表 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第15条）	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（附則第3条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上 階数3以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 階数3以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上		
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

第2表 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第15条）	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（附則第3条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上 階数3以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 階数3以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上		
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

(改定案)

避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	
----------	---	------	--

(現行)

避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	
----------	---	------	--

(改定案)

資料編

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律／平成7年法律第123号
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
／平成28年3月25日国土交通省告示第529号
- (3) 沖縄県地域防災計画（地震編・抜粋）
- (4) 沖縄県における地震の概要（主なもの）

(現行)

資料編

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律／平成7年法律第123号
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
／平成28年3月25日国土交通省告示第529号
- (3) 沖縄県地域防災計画（地震編・抜粋）
- (4) 沖縄県における地震の概要（主なもの）